

第八十四回国会 災害対策特別委員会議録 第十一号

昭和五十三年四月二十日(木曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 川崎 寛治君

理事 有馬 元治君
理事 矢山 有作君
理事 広沢 直樹君
副議長 実男君
後藤田 正晴君
谷 洋一君
中島 菲君
原田 昇左右君
森 清君
池端 清一君
鈴木 強君
中村 茂君
古川 雅司君
永原 稔君

理事 志賀
理事 湯山
越智 伊平君
佐藤 隆君
谷川 寛三君
中村 直君
村上 茂利君
山崎 武三郎君
加藤 万吉君
田畠政一郎君
瀬野栄次郎君
津川 武一君

勇君

節君

浩君

昭雄君

鉢木

厚生省社会局生

活課長

気象官

事官

郵政省電波監理

局放送部長

日本電信電話公

社設局長

日本鐵道施

設局土木課長

澤田 茂生君

野沢 太三君

山口 開生君

大庭 重二君

未広

茂生君

村上

武三郎君

山崎

直君

中村

萬吉君

田畠

茂君

瀬野

一郎君

津川

武君

大庭

萬吉君

田畠

強君

中村

茂君

古川

雅司君

永原

| | | | | | | | | |
|--------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| 出席政府委員 | 同日 | 委員の異動 | 同日 | 委員の異動 | 同日 | 委員の異動 | 同日 | 委員の異動 |
| 長 國土 府長官官房 | 河野 正三君 | 辞任 加藤 万吉君 | 辞任 伊賀 定盛君 | 補欠選任 鈴木 強君 | 辞任 加藤 万吉君 | 補欠選任 伊賀 定盛君 | 辞任 加藤 万吉君 | 補欠選任 伊賀 定盛君 |
| 審議官 国土 府長官官房 | 四柳 修君 | 同日 辞任 鈴木 強君 | 同日 辞任 田畠政一郎君 | 同日 辞任 中村 茂君 | 同日 辞任 田畠政一郎君 | 同日 辞任 中村 茂君 | 同日 辞任 田畠政一郎君 | 同日 辞任 伊賀 定盛君 |
| 消防庁次長 | 田中 和夫君 | 補欠選任 米田 東吾君 | 補欠選任 中村 茂君 | 補欠選任 田畠政一郎君 | 補欠選任 中村 茂君 | 補欠選任 田畠政一郎君 | 補欠選任 田畠政一郎君 | 補欠選任 伊賀 定盛君 |
| 委員外の出席者 | 防衛庁防衛局運用課長 | 兒玉 良雄君 | 防衛庁装備局通信課長 | 小池 清彦君 | 防衛庁防衛局運用課長 | 城野 好樹君 | 防衛庁防衛局運用課長 | 清水 真金君 |

本日の会議に付した案件

○川崎委員長 大規模地震対策特別措置法案(内閣提出第七三号)

○川崎委員長 これより会議を開きます。
大規模地震対策特別措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出があるので、順次これを許します。池端清一君。

○池端委員 今度出されましたこの法案は、大規模地震対策特別措置法案、こういうふうに名称がなっております。大規模地震とは、政

府のこれまでの説明によりますと、マグニチュード八程度のものを指すのだ、こういう御説明がございましたが、このマグニチュード八程度のものを大規模地震というふうに押さえ、定義づけたその理由といいますか、根拠といいますか、そのことをまず最初にお伺いをしたいと思います。

○四柳政府委員 昨日の参考人の御意見の中にもございましたように、現在の予知の技術水準では、強化地域におきましてマグニチュード八前後の大規模な地震につきましては各種の観測機器を集中することによってその前兆現象をとらえることができる、その可能性があるということでの法律に踏み切ったわけでございまして、その意味で本法においてはその程度の規模の地震を対象としておりますけれども、マグニチュード七程度以下の地震、その点につきましては現在の予知

程度の確度を持って予知できる段階には達しておりませんけれども、昨日の参考人の御意見にもござりますように、やはりそこは目標としたい、こういう御意見もございますものですから、技術の進歩によりましてその範囲というものがある程度は前進するものと考えております。

○池端委員 あくまでも予知技術の觀点から押さえられておるようあります。実は建設省の国土地理院からちょうどいをいたしました「地震とその予知」という資料を見ましても、あるいはまた今日地質学界の定説にもなつておるようありますが、マグニチュード七以上はもう大地震、それから七から五までは中地震、五から三までは小

地震、三から一までは微小地震で、マグニチュード一下は極微小地震、こういうふうに定義づけておるようあります。マグニチュード七以上についても今までかなりの大地震、大災害等はあるわけでございまして、単なる予知の問題から地震対策を考えるというのでは私は片手落ちではないかというふうに思うわけでございますが、その点はいかがでしょうか。

○四柳政府委員 確かに予知技術の点からだけ考えるという点ではございませんでして、やはり予知技術によりまして地震予知情報が出されることを前提としまして、それによりましての事前の防災対策を講ずるという仕組みになつておるものでございますから、先ほど御答弁申し上げましたように、将来の目標としましてはいま御指摘の大震の範疇に入りますマグニチュード七程度を関係の学者の方々も目標になさつておりますし、私どもも、技術の水準がそこまで近づいてまいりまして、ある程度の確度を持って予報が出来る場合は、当然のことながらこの対象に取り入れるべきだと考えております。

○池端委員 マグニチュード八程度のものは前兆現象をとらえることができる、それ以下のものについてはまだそこまで技術の進歩が至つておらない、こういうお話を、そういうお話を聞けば聞くほどはだ寒い慄然とした気持ちにならざるを得ないわけでござります。

最近五十年間ににおけるわが国の地震発生の状況を見ましても、八以下のものでも、たとえば昭和二年三月の北丹後地震、家屋の全壊が一万二千五百四十四戸、死者が二千九百二十五人。あるいはまた昭和十八年の鳥取地震、これはマグニチュード七・四であります。家屋の全壊が七千四百八十五、死者が一千八十三。昭和二十三年六月の福井地震はマグニチュード七・三で、全壊が三万五

千四百二十、焼失三千六百九十一、死者が三千八百九十五。昭和三十九年の新潟地震はマグニチュード七・五であります。家屋の全壊が千九百六十、こういうことで、八以下の規模のものであります。しかし、かなりの大災害をもたらしている。こういう現状を見るにつけても、私はそういう面での地震対策というものが急がれなければならない、こう思うわけでございます。

そういう意味で、技術の進歩に待つというようなことだけでいいのかどうか。これらの対策は今度の法案の中では特にうたわれておらないわけですね。そういう面についてはどう考えておられるのか、この点をひとつ改めてお尋ねをしたいと思うのです。

○四柳政府委員 お尋ねのように、ただいま北丹後から新潟まで過去の例をお挙げいただきましたけれども、実はいずれも日本海側の内陸型の地震でございまして、その予知のむずかしさ等につきましては、技術的な説明もございますから気象庁にお願いいたしたいと思いますけれども、私どもも予知ができないから対策を考えないということだけでは、決して適切でございませんでした。いまの差し迫りました東海の大地震というものを一つの足がかりとしまして、いろいろの予知技術の水準の向上もまた期待できましょく、あるいはそれに関連しまして、防災側の体制の強化ということもまた進められるということは行われるものでございますから、そういうものの状況を見まして、御指摘のような、確かに予知はむずかしゅうございますけれども、過去に地震の経験があつたところで、場合によりましては繰り返しのおそれのあるところにつきましては、御心配のような防災側の対応につきまして、関係の地方公共団体等ともよく御相談いたしまして、これに準ずるような仕組みをだんだんにつくり上げていきますとか、そういうことを検討かたがた指導してまいりたいと思います。

○池端委員 地震対策というのは、確かにいま言われておりますように、東海地域、南関東地域、

これはもう大変急がなければなりません。そういう意味でこれを重視するということについて、これは私どもも積極的に賛成であります。しかし、日本列島は火山列島とも言われ、地震列島とも言っている。地震大国日本、そういうことすら言ふべきではない、こう思ふ立場であります。それでも対策はゆめゆめ愈るべきではない、こういふ観点から申し上げておるわけであります。

そこで、防災対策強化地域の指定の問題でありますが、これについては、これまでの御答弁によりますと、東海地域なり南関東地域が指定をされる。これは防災会議の諮問を経て決定をされるわけであります。そこで、仮にこの強化地域以外の地域でマグニチュード八程度の大規模地震が発生するおそれがあるという地震予知があつた場合に、今度の法案では警戒宣言を発するといふようなことは、ならない仕組みになつてゐるわけですね。どうもその辺も、私はちょっと合点がいかないわけであります。確かに地震予知技術はまだ低いとしても、しかし、かなりのいま予知体制をとつてゐるわけですね。ですから、ほかの地域、たとえば北海道東部地域で、そういう大地震発生のおそれがあるというような予知というものができた場合に、適切な対策というものは講じていなかなければならぬと思うのです。しかし、これはあくまでも強化地域に限られている問題でありますので、その辺の対策がなおざりになるのではないか、こう思ふのですが、その辺の関係はどうなんでしょうか。

○四柳政府委員 ただいま先生が例としてお挙げた十勝沖地震はマグニチュード八・一でありますけれども、東海地域あるいは南関東地域以外でも、昭和四十三年の五月の十勝沖地震、これはマグニチュード七・九であります。それから二十七年の十勝沖地震はマグニチュード八・一であります。昭和八年の三陸沖は八・三、それから昭和二十一年の南海地震はマグニチュード八・一、昭和十九年の東海地震は八・〇、やはりこの地域以外でもマグニチュード八程度の大地震が起こつてそれぞれ大災害をもたらしている、こういうことであります。

ですから、いま予知と防災がセットになつてこの法律というものができている、しかし、その予知が追いつかない地域については、これに準ずるような取り組みといいますか、こういうものを政府としてやつていいことなんですか、それぞの地方自治体でやつてもらいたいという

震がございまして、この地域につきましては特定観測地域として指定されているだけに、それだけの危険性といふものは、ある程度内蔵している地城だらうと考えております。

そこにつきまして、先ほど日本海側の例でもお挙げになりましたように、予知と防災とがセットによつてそのセットを取り組むということとも必要でございますけれども、予知が追いつかない段階でも、ただいま例に挙げましたような危険性のある事態というものを考えますと、それはそれなりに関係地域におきましても防災体制の整備をされておるようであります。そこで、仮にこの強化地域以外の地域でマグニチュード八程度の大規模地震が発生するおそれがあるという地震予知があつた場合に、今度の法案では警戒宣言を発するといふようなことは、ならない仕組みになつてゐるわけですね。どうもその辺も、私はちょっと合点がいかないわけであります。確かに地震予知技術はまだ低いとしても、しかし、かなりのいま予知体制をとつてゐるわけですね。ですから、ほかの地域、たとえば北海道東部地域で、そういう大地震発生のおそれがあるというような予知というものができた場合に、適切な対策というものは講じていなかなければならぬと思うのです。しかし、これはあくまでも強化地域に限られている問題でありますので、その辺の対策がなおざりになるのではないか、こう思ふのですが、その辺の関係はどうなんでしょうか。

○四柳政府委員 この法律が施行されると、当然のことながら、いま例に挙げました地域も含めまして二つの観測強化地域、七つの特定観測地域あるは過去に地震の痛い経験のある地域等から、それぞれの地域におきます今後の地震の予想通りそれに関連した問題点等のお尋ねが当然ありますからお尋ねをしたいと思うのです。

○四柳政府委員 この法律で考えておりますよう強化計画、それに準ずるような仕組みというものもある程度事前におつきりいただいて、それによつて訓練等の密度も増していくといいますか、そういうふうなことも考えたいと思います。

○池端委員 いまも審議官が例を挙げられましたけれども、特に、特定観測地域なりその他地震多発地帯の対策といふものもひとつ強化をしていたたことで、もうこれ以上繰り返しはいたしませんけれども、昭和四十三年の五月の十勝沖地震、これはマグニチュード七・九であります。それから二十七年の十勝沖地震はマグニチュード八・一であります。昭和八年の三陸沖は八・三、それから昭和二十一年の南海地震はマグニチュード八・一、昭和十九年の東海地震は八・〇、やはりこの地域以外でもマグニチュード八程度の大地震が起こつてそれが大災害をもたらしている、こういうことであります。

ですから、いま予知と防災がセットになつてこの法律というものができている、しかし、その予知が追いつかない地域については、これに準ずるような取り組みといいますか、こういうものを政

府としてやつていいことなんですか、それぞの地方自治体でやつてもらいたいという

○植木説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生からお話をございましたように、

測地学審議会におきましては昭和五十二年以來昭和五十四年度から五十八年度までに至ります第四次地震予知計画について建議をすべく審議中でございます。以来相当回数にわたりまして各種の委員会、会合等開いておりますが、何分にも地震予知といふものが先ほど来お話をも出ておりますよう、なかなかむずかしい課題であるということでお、いろいろな角度から慎重に審議をいたして今日に至っております。現在相当の検討を重ねまして、いよいよこれを取りまとめてかかるという段階に達しておりますが、詳しい審議内容は現段階ではちょっと私から申し上げかねますけれども、これまでいろいろと議論が出ております要点をかいしまで申し上げますと、全国的にわたりまして測地測量であるとか、あるいは各種の地震観測等につきまして、いわゆる長期的な予知といふものに有効な観測研究というものをさらに拡充強化をしなければいけないという点がいろいろと議論されております。また先ほど来お話をございました東海地域などにつきましての特別な短期的予知と申しましようか、そういった有効な観測研究につきましてもこれを格段と拡充強化をし、観測結果の集中であるとか、あるいは常時監視体制のさらなる充実を図るとか、そういう必要性がいろいろと議論をされておる段階でございます。またこれらとの基盤となります地震の発生の機構を解明するための基礎研究がきわめて大事であるということ、これまたいろいろと議論をされております。今後七月ごろを目途にいたしまして建議を策定し、関係の大臣にこれを提出をいたしたい、こういうスケジュールで目下のところ進んでおります。

○池端委員 七月ごろを目途に建議がなされるようありますが、さて、この建議を受けた段階で政府としてどういう対処をするのかという問題であります。先般二月十六日の本委員会における萩原参考人の御発言にもありました、現在第四次の、測地学審議会でいろいろ立案計画をやつておるようでござりますけれども、いかに測地学審議

会が計画を立てても、結局政府のそれに対する熱意がないのでどうにもならない状況なのだとござります。以来相当回数にわたりまして、何分にも地震予知といふものが先ほど来お話をも出ておりますよう、なかなかむずかしい課題であるということでお、いろいろな角度から慎重に審議をいたして今日に至っております。現在相当の検討を重ねまして、いよいよこれを取りまとめてかかるという段階に達しておりますが、詳しい審議内容は現段階ではちょっと私から申し上げかねますけれども、これまでいろいろと議論が出ております要点をかいしまで申し上げますと、全国的にわたりまして測地測量であるとか、あるいは各種の地震観測等につきまして、いわゆる長期的な予知といふものに有効な観測研究というものをさらに拡充強化をしなければいけないという点がいろいろと議論されております。また先ほど来お話をございました東海地域などにつきましての特別な短期的予知と申しましようか、そういった有効な観測研究につきましてもこれを格段と拡充強化をし、観測結果の集中であるとか、あるいは常時監視体制のさらなる充実を図るとか、そういう必要性がいろいろと議論をされておる段階でございます。またこれらとの基盤となります地震の発生の機構を解明するための基礎研究がきわめて大事であるということ、これまたいろいろと議論をされております。今後七月ごろを目途にいたしまして建議を策定し、関係の大臣にこれを提出をいたしたい、こういうスケジュールで目下のところ進んでおります。

○池端委員 お答えいたします。

地震予知につきましては昭和四十年以来三次にわたります測地学審議会の地震予知計画の線に沿いまして進められてきたわけでございますけれども、も、本年度はその第三次計画の最終年度に当たるわけでございます。

それで、その遂行状況でございますけれども、ほぼ一部を除きまして大体計画に盛られましたところをカバーしてきたというふうに考えておるわけでございます。その結果、大きな地震の前兆はとらえられる可能性が出てきた、そういうところで今まで来たわけでございます。

明年度から始まります第四次地震予知計画は、いま文部省の方からお答えがございましたように七月ごろには建議されるものというふうに伺つておられますけれども、その具體化に当たりましては気象庁あるいは大学、そういうところを初めてござりますけれども、その具體化に当たりましてはいろいろな関係機関で十分連絡協議をいたしまして、その予算の獲得あるいは的確な具体化に努めています。今後七月ごろを目途にいたしまして建議を策定し、関係の大臣にこれを提出をいたしたい、こういうスケジュールで目下のところ進んでおります。

○池端委員 七月ごろを目途に建議がなされるようありますが、さて、この建議を受けた段階で政府としてどういう対処をするのかという問題であります。先般二月十六日の本委員会における萩原参考人の御発言にもありました、現在第四次

ねてからこの委員会でもいろいろ取り上げられており問題であります。さつき審議官は、この予知技術がまだ十分進歩しておらないというような趣旨の発言がございました。私は、技術の進歩よりもむしろ予知体制に問題があるのではないかといふふうに思うわけであります。たとえば日本においては、それが今日の実態ではなかろうか、こう思うわけでありますので、この建議が出た場合に政府として、これは主管は科学技術庁だと思うのであります。予知推進本部の本部長としての科学技術庁としてはどういうふうに対処をされるお考えなのか、それをお聞きしたいと思います。

○清水説明員 お答えいたします。

地震予知につきましては昭和四十年以来三次にわたります測地学審議会の地震予知計画の線に沿いまして進められてきたわけでございますけれども、も、本年度はその第三次計画の最終年度に当たるわけでございます。

それで、その遂行状況でございますけれども、ほぼ一部を除きまして大体計画に盛られましたところをカバーしてきたというふうに考えておるわけでございます。その結果、大きな地震の前兆はとらえられる可能性が出てきた、そういうところで今まで来たわけでございます。

明年度から始まります第四次地震予知計画は、いま文部省の方からお答えがございましたように七月ごろには建議されるものというふうに伺つておられますけれども、その具體化に当たりましては気象庁あるいは大学、そういうところを初めてござりますけれども、その具體化に当たりましてはいろいろな関係機関で十分連絡協議をいたしまして、その予算の獲得あるいは的確な具体化に努めています。今後七月ごろを目途にいたしまして建議を策定し、関係の大臣にこれを提出をいたしたい、こういうスケジュールで目下のところ進んでおります。

○池端委員 これは萩原さんも先ほど引用いたしましたような発言をなさつておるわけであります。したがって、やはり政府としてもこういうような審議会の答申等が出た場合は、これを誠実にして、その予算の獲得あるいは的確な具体化に努めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

〔委員長退席、湯山委員長代理着席〕

○池端委員 これは萩原さんも先ほど引用いたしましたように、その予算の獲得あるいは的確な具体化に努めていきたいというふうに考えておるわけであります。したがって、やはり政府としてもこういうような審議会の答申等が出た場合は、これを誠実にして、その予算の獲得あるいは的確な具体化に努めています。

○池端委員 長官はきわめて楽観的な見解をお述べになつておられるようになります。私も今何人かの先生方にもお会いをいたしましたし、わずかではございますが、いろいろな学者の皆さん方の書物も読ませていただきましたが、多くの皆さんが異口同音に言われておりますことは、事は一種の国防の問題である、國を守る問題だ、したがつてデータを集中的に分析をし判断を下す本部が絶対的に必要な、現在の地震予知連絡会の機能では全く不足で、予算面、マンパワーの面、さらには法制面でももつときちんとしなければならないということを異口同音に言われておるわけであります。

ということが、予知体制その他の点も考えまして第一候補でございますが、他の南関東あるいはその他の特定観測地域につきましても、危険性という点におきましては一つの候補地となり得る可能性がございます。

○鈴木(強)委員 すばり答えていただきたいのですが、東海の大地震というのが百二十年くらい前に起きておりまして、まあ専門家の意見によりますと近い将来発生するであろうというような予想も出ているわけです。したがつて、ここを第一候補に挙げたということは、これは私は非常に時宜を得たことだと思います。

そうしますと、東海大地震の地域といふのは地域的にはどういう県にまたがりますか。

○四柳政府委員 これは具体的には中央の、先ほど御指摘の専門家の方々の御審議を経まして、関係県あるいは関係市町村長の意見を聞かなければ最終的な決定になりませんけれども、現在、御案内の予知連の観測強化地域になつておりますところが、実は非常に市町村の区域に限定せずに、升で囲つたような形で示されておりまして、その範囲内で一応想定いたしますと、静岡県を中心としたしまして、東の方は神奈川県の西部、西の方は愛知県、あるいは北の方は、一部過去の被害例等を見ますと、山梨県なり、場合によりましては岐阜県等の地域もかかる可能性がございます。

○鈴木(強)委員 もちろんこの地域指定は、法律案が通りましてそれぞれの手続を経て決められるわけでございますね。特に、中央防災会議に諮問をするというその際には、もちろん知事なり関係市町村の意見も微するであります。したがつて、いまお述べになりました静岡・神奈川・山梨、愛知、岐阜、そこいらは大体入るだろうと、こう断しかねますけれども、たとえば松代の群発地震があつたとか、あるいは過去の大地震の場合にはどうなりますか。

○四柳政府委員 これは非常に具体的に私ども判断が飛び地的にござりますとか、御心配のようないうことをすら言っております。ですから、確かに

ところも一部ございます。それらの点が具体的に、専門委員の先生方の御判断の結果、いま心配される大規模地震につながるかどうかということは、いまちょっと即断いたしかねると思います。

○鈴木(強)委員 そうしますと、この法律案が通りますと、南は沖縄、鹿児島から北は北海道まで、まあ日本列島は全体的に火山系にありますから、今まで活火山として桜島も噴火しておりますし、阿蘇も煙を出しておりますね。ですから、そういう点をもう一度実態調査といいますか、研究し直して、徐々に指定できるものはしていく、そういうふうに理解しておいてよろしくございます。

○四柳政府委員 御指摘のように、確かに日本列島全部がいわば地震列島と言われるくらいに、非常に地震の危険性はございます。しかし、先ほど申し上げましたように、二つの観測強化地域、七つの特定観測地域といふものが専門家の方々の地震予知連の方でいわば観測を集中しろという要注意地域でございますから、当面はそこが中心になりますて、それらにつきましての関係者の見直しが先にならうかと思います。

○鈴木(強)委員 それはわかりました。そういうことを御説明を受けた後の私の質問に移ります。

○末広説明員 御説明申し上げます。

○鈴木(強)委員 私ども歴史的な調査と明治以来の観測を踏まえますと、当面大規模地震、マグニチュード八クラスの地震の起こるおそれのあるのは、東海地区以外には考えられないということで、先ほども国土

府の方から御説明申し上げましたとおり、当面の対策強化地域の第一候補は東海地区でございます。そこで、関東は関東大震災がございまして、五十四年くらいたちますか、それに六十九年説で五十四年くらいたつますか、それでございまして、それで、関東は関東大震災が五十四年以前には起つてしまつておりますので、その後の観測によりますと、まだ十分なエネルギーがたまましては、すでに御指摘の関東大震災が五十四年

ございますが、前後十三年のプラス、マイナスがあるということも伺っております。そうしますと、ここ二年ぐらいの間に、そういうことも予想されるわけです。そこで、いまお話しになつた中

に、南関東地区、これは当然東京も入ると思います。それで、われわれは東京に住んでおりまして、最近

高層の建物がどんどん建つておりますね。地下鉄を初め地下街路がどんどんふえてきています。地震が来たら大丈夫かなあという心配をしているわけです。ある人は、関東大震災の経験に従事してみて

いる重要な地区でございます。したがいまして、私ども予知技術側から申し上げますと、現在マグニチュード七の地震に対する、防災に結びつき得る

災害基本法をつくって、それによつてやられてきていますが、いま申し上げましたような事案を踏まえまして、南関東もすでに観測強化地区に指定されておりまして、相当の観測強化がなされています。今後ともこの強化は図つていく方向でございまして、予知技術の発展にまちまして、それが当然防災に結びつくということにならうかと存じます。

○鈴木(強)委員 では、東京にマグニチュード七ないし六というのは可能性としてはある、こうおっしゃっているわけですから、たとえばマグニチュード八の地震が東京にあつた場合に、一体東京の姿はどうなるのか、被害はどうなるのかというふうな想定を国土庁としてもしたことがございますか。

たとえば静岡県の場合でも山梨県の場合ですが、東海地震について非常に心配をしそれぞれの県が真剣に、足りない県の予算の中でいろいろな防災対策を立てております。今回この法案が国会を通過した場合に、財政的な面におきまして、あるいはいろいろな施設の面につきましては考えられないということで、先ほども国土

府の方から御説明申し上げましたとおり、当面の対策強化地域の第一候補は東海地区でございます。それで、関東は関東大震災がございまして、五十四年くらいたつますか、それに六十九年説で五十四年くらいたつますか、それでございまして、それで、関東は関東大震災が五十四年以前には起つてしまつておりますので、その後の観測によりますと、まだ十分なエネルギーがたまつておらない、関東地震は他日再来するであろうけれども、そう間際のものではないという判断でございます。しかしながら、マグニチュード八よりも、あの程度の地震が来れば、恐らくどこに逃げたつて逃げ場はないし、助かればめつけものだと

いうことをすら言つております。ですから、確かに

出火件数は千三百八十件というような数字も出ておりまます。また、その後におきましても、都市センターが中心になりまして被害想定を南関東、特に東京地区についていたしておきましたが、死者が五十万人くらいは出るだろうというような被害想定もいたしております。

消防庁といたしましても、昭和五十一年度に、大地震時におきます被害想定技法の開発、これはなかなかむずかしいございますので、どういう

技法で被害想定をしたらいいかというような開発に関する調査研究を環境科学センターといったようなところに委託いたしまして研究をいたしておりますが、引き続きモデルの市を選びまして、そこで被害想定の具体的なつくり方といったようなものを今後十分研究しながら、被害想定の実施について地方団体等に今後十分指導してまいりたいと考えております。

○鈴木(強)委員 東京は一応、多少古いですがそういう想定をされておる。他の一番大事な、第一候補に挙がるうとする神奈川、静岡、山梨、愛知あるいは岐阜、長野等というところについてはやつているのですか。

○田中(和)政府委員 先ほど申し上げましたように、被害想定のモデルとして現在清水市を対象にして検討をいたしておりまして、その結果が出ますれば、それをモデルとして他の市町村に及ぼしていきたいと考えております。

○鈴木(強)委員 ですから、政府の指導が非常に行き当たりばったりで系統的にやつておらないよう思うわけですね。それぞれの県はそれぞれの県において苦労してやつておるわけですが、たとえば山梨県は東海地震を相当意識しておりますから、もし関東大震災程度の地震が来たときにはなるかということ、これは五十年ないし五十年の想定ですからちょっと古いけれど、山梨県だけでも、木造の建物が八千五百棟全壊、それから二万一千三百五十八棟が半壊、火災が九十六地点に発生する。しかし、これ

がお屋で食事どきのときはこの倍くらい。冬で食事どきでないときが倍ですね。それから食事どきのときは四倍、こういうような想定をしてそれで対策を練つておられます。

それから、山岳地帯に行きますと急傾斜地域がございまして、この東海区域の防災についていろいろと配慮をしておりますが、現在山梨県だけでも六十三の地域が知事指定による傾斜地崩壊区

域になつてゐるのです。その中で九つの地区だけがございまして、この東海区域の防災についてはいか完了しておらない。二十九は工事中で、二十九は未着工、こういうような粗末なお寒い状態にあるわけです。ですから、それぞれの県にはそれぞれの地質的な特性もありますし、地形的な特性もあるのですから、そういう点も勘案して、いまだ遅まきながらこれから指導するとおっしゃいましたけれども、こんなものはもつと早くやつておくべきですよ。いまごろ、法案を提出するに際してまだ十分に調査がないなんということがあります。あなたがいつから指導するとおっしゃいましたけれども、こんなものはもつと早くやつておくべきですか。いまがでですか。いまだに回したつていい。われわれ国民は、必要なために人をふやすならば、何ぼでもこれは税金を使つたって文句言わないですよ。そういうふうに使つたって文句言わないですよ。そういうふうにして、もう少し役所的な感覚から離れて、生きたものですからいつ来るかわからない、そういう意味で、ひとつやつてほしいと思います。これからこの法律ができたらもつとちゃんとやつてもらえますか。

○田中(和)政府委員 いま先生お話のございまして、たとえば災害対策基本法で、従来大都市に対する震災対策をどうするか、またそれらに対する連絡会議を持つたり、六つの分科会をつくつてあらゆる場合を想定して検討はいたしておるわけであります。が、いま御質問にございましたように、かゆいところに手の届くようにあらゆる場合を想定しての研究、こういうことになつてまいりますと、もちろんその足らざるところが非常にありますと思います。この立法を機会に、さらにそういう足らざる面についての強化には努めてまいりたいと思います。

○鈴木(強)委員 それから、これは気象庁の方でございましたが、山梨県は東海地震を相当意識しておりますから、もし関東大震災程度の地震が来たときにはなるかということ、これは五十年ないし五十年の想定ですからちょっと古いけれど、山梨県だけでも、木造の建物が八千五百棟全壊、それから二万一千三百五十八棟が半壊、火災が九十六地点に発生する。しかし、これが基本だと考えておりますので、そのようなことで、現在先ほど申しますような作業をいたしてお

りますが、今後は精力的に県、市町村の段階、地域の一番大事な耐震対策のまたその基礎になる被害想定でございますので、十分努力してまいりたいと考えております。

○鈴木(強)委員 國土庁長官に一言お答えをいたしましたが、この法案が成立をしまして、本格的な大規模地震に対する対策が逐次決まっていくと思いますが、その際に、いま質疑で聞きましたような粗末な実態調査ではこれは困ります。あなたは國務大臣としてひとつ責任を持つてそういう想定も考えて、特に第一候補なりあるいは第二候補になる南関東、それから逐次全国的にひとつわれわれが、なるほどこういう状態になるか、國民も県民も、なるほどそうか、それではひつまからといふような腹構えをちゃんと据えひとつのひつと配慮をしていただきたい、そういうふうな、そういうひつと配慮をしていただきたく思いますが、いかがですか。

○櫻内国務大臣 まさにありがたいお言葉で、鈴木委員のおっしゃるとおりに震災対策を強化してまいりたいと思います。

○鈴木(強)委員 たとえば災害対策基本法で、従来大都市に対する震災対策をどうするか、またそれらに対する連絡会議を持つたり、六つの分科会をつくつてあらゆる場合を想定して検討はいたしておるわけであります。が、いま御質問にございましたように、かゆいところに手の届くようにあらゆる場合を想定しての研究、こういうことになつてまいりますと、もちろんその足らざるところが非常にありますと思います。この立法を機会に、さらにそういう足らざる面についての強化には努めてまいりたいと思います。

○鈴木(強)委員 それから、これは気象庁の方でございましたが、山梨県は東海地震を相当意識しておりますから、もし関東大震災程度の地震が来たときにはなるかということ、これは五十年ないし五十年の想定ですからちょっと古いけれど、山梨県だけでも、木造の建物が八千五百棟全壊、それから二万一千三百五十八棟が半壊、火災が九十六地点に発生する。しかし、これが基本だと考えておりますので、そのようなことで、現在先ほど申しますような作業をいたしてお

ら、マグニチュード八なんと言つても、距離の遠いところは震度は低いということもあると思うのですが、その辺のことがはつきりと國民に認識されないような点があると思うのです。ですか

らこの使い分けは、学者が専門的におやりになつてあると思うのですけれども、國民に対しても何か統一をしていくようなことはできないものなんでしょうか、むずかしいですか。

○末広説明員 御説明申し上げます。

確かに御指摘のとおり、マグニチュードと申しますのは地震そのものの大さでござりますし、震度はある特定の地震である特定の場所がどのくらい強く揺れたかという尺度でござりますが、これは歴史的と申しますか、今までの背景がございまして、たまたまマグニチュードの方も六、七、八というような数字が出てまいりますし、震度の方も、四、五、六というような数字が出てまいりますので、大変混同しやすい。まことにこれははつきりさせなければいけないことだらうと思いま

に伝わるのが私は放送だと思うのです。ですからそういう面を十分活用しなければならない。にもかかわらずこれが地方は公共指定機関になつておりますが、たとえば東京のキー局である文化放送とかTBSとかいうところはなつておらぬ。これらの問題も私は不思議に思うのですよ。ですからそういう放送網あるいは新聞等、とにかく報道、マスコミ機関が発達しているわけですから、そういう面を使つていただくと同時に、警戒宣言が出てそれを全国に知らせるという各自治体における防災行政無線、こういうものが全国で一体どのくらいでございますか。そういうふうなこととあわせて、電電公社では電電公社として公衆電気通信の絶対確保のためにやつていただいているであります。また防衛庁は防衛庁として有事の際に絶対に通信が途絶することのないようなことも考えていただいているでしよう、それぞの所管においてそれぞれ通信網の確保について非常時における対策を練つてございますが、現状と、これからこの法案が通つてどういう点をもう少し強化しなければならないとか、そういう面について、時間がなくなりまして済みませんが、委員長のお許しをいただいて、簡単にお答えをいただきたいと思ひます。

○田中(和)政府委員 警戒宣言が発せられますと、いま検討されておりますが、消防庁から各県に流す、各県から市町村にいち早く流す、市町村から住民に徹底する、こういうことになるわけでありますから、県と市町村を結ぶ防災無線というものが大変大事になる。現在約三十都道府県が運用または整備中でございます。四十八年から国が補助を出しておりまして、五十三年度も新しく三県分の予算を組んでおりまして、今後も未整備団体については急いで整備が進められるよう推進してまいりたい。ただ、いままだ整備されておりませんところは、過去に比較的大きな灾害が少なかつたあるいは過去の災害の際に連絡が途絶したという経験が少ないというところが多いようでございます。

○山口説明員 警戒宣言が発せられます。S、文化放送、ニッポン放送等を指定公共機関にしてはどうだというようなお話をございました。その点についてお答え申し上げたいと思います。民放につきましては、NHKと違つて全国組織指定期間内に存立の基盤をいたしておりますので、指定地方公共機関が適当ではなかろうかと思いますし、また、いま御指摘のものは現在指定地方公共機関になっておるわけでございます。非常災害時におきます災害に関する情報といふものを迅速かつ的確に報道すること、これは放送事業者の本來的な使命でございますので、そういう面での連絡体制、情報体制といふものについても今後とも十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○山口説明員 お答えいたします。

○電電公社 いたしましては、一般の電気通信設備の防災については、従来からこういう通信設備が災害のときに災害のための混乱を防止するため非常に有力な手段であることを十分心得ております。

まして、特に地震については昭和四十三年に発生いたしました十勝沖地震を契機として災害特別計画を立てまして、電気通信設備の防災対策を実施してまいっております。

考え方として三つの考え方を基本的に持つてお

りますが、一つは、電気通信網のシステムとしての信頼性の向上ということでございまして、災害

につてまいりておりますとともに、直接被害を受け

しかし、いかなる災害が来るかわからないわけとは言つておれませんので、なるべく早く県と市町村を結ぶ防災無線、さらに本年度からは市町村と部落を結ぶ防災無線についても助成することをいたしております。これも特に地震の強化地域等を中心にして強力に推進してまいりたい、こう考えております。

○澤田説明員 ただいま先生のお話の中で、TB-S、文化放送、ニッポン放送等を指定公共機関にしてはどうだというようなお話をございました。その点についてお答え申し上げたいと思います。民放につきましては、NHKと違つて全国組織を持つております。したがいまして、NHKは指定公共機関になつておりますが、民放自体は地域社会を存立の基盤をいたしておりますので、指定地方公共機関が適当ではなかろうかと思いますし、また、いま御指摘のものは現在指定地方公共機関になつておるわけでございます。非常災害時におきます災害に関する情報といふものを迅速かつ的確に報道すること、これは放送事業者の本來的な使命でございますので、そういう面での連絡体制、情報体制といふのについても今後とも十分指導してまいりたいというふうに考えております。

第三番目は、災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧したい、早期復旧でございますが、このために非常用の移動電話局装置を配備して早期に回線を回復するとか、各種の無線機を配備して通話を途絶することのないように措置をしていきたい、こういう考え方でやつております。

なお、早期復旧のために、平素から職員の防災意識を高めておりまして、たとえて申しますと、各通信部ごとにあるいは通信局ごとに毎年防災演習をやつております。平素からそういった意識の育成をやつております。

まして、早期回復を図つていただきたいと考えております。

また、局舎等につきましては、地震対策といつたしまして、震度五ぐらいの地震に対しても被災が起らぬよう强度を持たせるという意味で対策をとつております。

以上でございます。

○鈴木(強)委員 いま伺いましたけれども、やはり物の考え方方が違うところもありますし、もう少し伺いたいのですが、時間がなくて、次の質疑者に迷惑をかけておりますから、これで終わります。どうもありがとうございました。

○川崎委員長 古川雅司君。

○古川(雅)委員 ただいま議題になつております

大規模地震対策特別措置法につきましては、去

ない都市相互間の通信が途絶しないように、ある

す。

防衛庁におきましては、陸上自衛隊の通信団、通信群、通信大隊等の通信部隊その他の部隊においては、たとえば大都市、東京とか名古屋とか大

阪

といふような大都市の市外交換機の分散をいた

しますとか、伝送路を環状にバイパスをつくって

ます。

とか短波無線機、いずれも野外用のものをたくさ

ん持っておりますので、大震災が発生いたしま

す。

い場合は全力を挙げて通信部隊を展開いたしま

す。

として臨時の通信系を構成する、こうしたことにな

るわけでございますが、防衛庁はヘリコプターを

持っておりますので、道路が閉ざされてしまう

ような場合でもヘリで急速に展開できるとい

うこと

が強みなわけでございます。この体制を一層

充実いたしますために、器材の充足あるいは研究

改善に努めてまいりたいと思います。

少し具体的に申し上げますと……(鈴木(強)委員「時間がない」と呼ぶ)では、簡単に申し上げますと、現在防衛庁の持つております陸上自衛隊の多重の器材は六十チャンネルが最高でございますが、これではちょっと心もとのうございますが、これではちよつと心もとのうございます

で、やはりもつと容量の大きなもの、品質も、現

在はまだ真空管タイプのものでございますので、

もつと固体化したものにしたい。もう一つ気にな

りますのは、現在多重系を連接するのは防衛庁の専用線に限られておるのでございますが、災害派遣をいたしましたような場合には、これを防衛庁の専用線以外の電電公社の回線に特別的に連接することをお認めいただく必要も出てくるのじやな

かるうかということがございまして、その辺も検討してみたいと考えております。

以上でございます。

る四月十三日に提案理由の御説明がありまして以来、数々の議論がございました。また昨日は参考人にそれぞれ専門の諸先生方をお招きして、御意見の開陳もいただいております。そうした中で問題点の指摘は十分に行われたと私は思いますが、長官もそういう問題点の指摘を踏まえて、その一つについてはすでに明確に見解をお固めになつておられるのではないかと思います。そういう意味で、以下質問をしてまいりたいと思います。

最初に、この法案の要旨の一つであります、総理大臣は、気象庁長官から地震の予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときには、これを閣議にかけて、警戒宣言を発するということになつております。

ところで、気象庁長官からこの地震予知情報の報告をする前に、いわゆる予知連の先生方、判定会の判定があるわけでございます。この判定会の

法制上の位置といふものがこの法案には全く出てこないわけでございまして、この法案では気象庁の気象庁長官から始まっているわけでございま

す。この予知連の法制上の位置あるいは権限、責任といふものが全くうたわれていないのはどうい

うことなのか、その点をひとつお伺いいたしま

す。

○櫻内国務大臣 これは気象庁へあらゆる情報、データを集中する、気象庁で責任を持つて内閣総理大臣に対する報告をする、こういうことで、ど

こに一元しているかというと、気象庁へ集中しておる、こういうふうにおとり願つてよろしいと思

います。

○古川(雅)委員 しかし、気象庁長官が地震予知情報の報告を総理大臣にする場合には、事実上判

定会の結論を得て、その上で報告をするわけでありますから、この判定会の法制上の位置、そして

また権限といったものが明確にうたわれていなければ、以後、責任体制にも非常に影響していくの

ではないか、このように考へるのですが、いかがでございますか。

○櫻内国務大臣 お尋ねのとおりのことを、昨日終了後に私も承つておるのであります、予知技術の発展の上

からいりますと、いまお示しになつたような各機関で、それぞれの特徴ある研究をしていくと

ことが好ましいのではないか。あらゆる角度から

研究していく。そしてその中から予知の上に寄与すべきものを取り上げていく。そして現在におきましてもは大体六方面でいろいろな角度で研究され

ます。そこで、測地学審議会の方からの御建議によつてできているという仕組みでございまして、仮にこの法律がないといたしますと、いまのまま、確かに御指摘のように法的性格のないままに予知連会長が一つの御判断を御発表になるという形になります。しかし、今度はこの法律によりまして、その予知連会長の御判断というものをそのまま」という形ではなくて、そこで一遍気象庁の業務として気象庁長官が総理大臣に御報告いただく、そういう形をとりまして、それ以前の段階の予知判定会等の性格につきましては、いずれまた測地学審議会等の御建議がございましたならば、それを見まして、まだどう位置づけるべきかということは関係者寄りまして検討したいと思います。

○古川(雅)委員 総理大臣が警戒宣言を発するという非常に重大な事態、その判断のいわゆる出発点が予知連の判定会の結果でございまして、これがこの法案の中に法制上の位置、権限また責任といつたものを完全明記しないままスタートするといふことは非常に大きな疑問があると思うのであります。いまの御答弁でまだ証然としないわけでございますけれども、今後時間を経て予知連の判定会の法的な位置というものを明確にしてい

ます。いまの御答弁でございまして、その結果は、いよいよ機関の形で一元化するところまで準備をして、この法案の実施に踏み切るべきではなかつた

ことになりますと、むしろこの法案のスタートと同時にぐらに、たとえば地震庁といったようなそ

ういう機関の形で、この点は、私の所見はしばしば申し上げておるところであります。

○櫻内国務大臣 なほ、参考人の意見といたしましては、ただいまの御答弁でございますが、長官、この点いかがでございますか。

○櫻内国務大臣 この点は、私の所見はしばしばござります。きのうの参考人の先生方の御意見を伺つておりますと、むしろこの法案のスタートと

いうところがあるならばそれはもちろん加えたい。しかし、今回の立法をお願いするにおいて、この

東海地域の判定会を背景にする気象庁へのデータの集中といふものは、われわれとしてはまずこの

体制でよろしいと判断したわけであります。

○古川(雅)委員 詳しく御答弁をいたしましたが、将来の問題はさておきましても、現実にこの法律が誕生をして、今後実効あるものとして運用されていく上において現在の行政体制のままで十分なのか。いろいろ御指摘があつたとおり、いわゆる継ぎはぎといふ形ではない、地震そのものに

専念をして取り組んでいく一つの機関の設置といふことまで考えて、近い将来そういう形にして

この地震対策に対応すべきではないかということに対してはいかがでございますか。その点、いまの長官の御答弁ではつきりしないわけでござりますが……。

○櫻内国務大臣 ただいまの御意見も、また測地学審議会の建議も、これらを尊重して予知体制を強化する必要があれば、それは強化する、こうい

うことでございます。

○四柳政府委員 御指摘の点、昨日も参考人との

御質疑の中いろいろ御議論があつたのでござい

ますけれども、御案内のように、いまの判定会と

いうものが予知連の方から東海地域の判定会と

いきまして、測地学審議会の方からの御建議によつてできているという仕組みでございまして、仮に

この法律がないといたしますと、いまのまま、確

かに御指摘のように法的性格のないままに予知

連会長が一つの御判断を御発表になるという形に

なります。しかし、今度はこの法律によりまし

て、その予知連会長の御判断というものをそのまま

まとめる形ではなくて、そこで一遍気象庁の業務

として気象庁長官がお引き取りになりまして、そ

れを国の業務として気象庁長官が総理大臣に御報

告いただく、そういう形をとりまして、それ以前

に對処するための行政機關の問題でございますが、きのうの参考人の諸先生方の御意見の中に御指摘しておられました。そしてまた、地震の予知体制、観測体制にても、現状では非常に各省庁に分かれておるわけでございまして、きのうが継ぎはぎの一元化であつてはならないということを指摘しておられました。そしてまた、地震の予知体制、観測体制にても、現状では非常に各

が、きのうの参考人の諸先生方の御意見の中に御指摘しておられました。そしてまた、地震の予知体制、観測体制にても、現状では非常に各

が、きのうの参考人の諸先生方の御意見の中に御指摘しておられました。そしてまた、地震の予知体制、観測体制にても、現状では非常に各

が、きのうの参考人の諸先生方の御意見の中に御指

しておられました。そしてまた、地震の予知体制、観

測体制にても、現状では非常に各

が、きのうの参考人の諸先生方の御意見の中に御指

しておられました。そしてまた、地震の予知体制、観

測体制にても、現状では非常に各

が、きのうの参考人の諸先生方の御意見の中に御指

○古川(雅)委員 そういう御意見を尊重してこれから判断をしていかれることは大変結構なのでござりますが、たまに申し上げましたとおり、たとえばこの法案全体を実効あるものにしていくためには、いわゆる全国レベルにおける予知体制を拡充強化しなければならないということは当然大前提になつていくと思うわけでございます。しかるに、この法案の内容で見る限りにおいては、その点についての国の義務というものがきわめて抽象的な規定しかしていない。専門家そしてまた専門機関にそれぞれ諮詢して判断をしていかれるといふことも大事でありましようけれども、当面の国土府長官としての責任ある立場から、いわゆるこれがどのものは國の義務として考えていただきたいし、必要とすると判断をしていく、そういうふうに明確にする必要があるのではないかと思います。この国の義務といいますか、こうした前提となる全国的なレベルへの強化体制の規定についていかがお考へでござりますか。

○櫻内国務大臣 今度の立法の一つのねらいがござります。それは東海大地震のおそれがある、また伊豆大島沖の地震などがあつて、正確な情報、予知というものを期待しておるということがあつて、それなりの特別措置法のねらいがあると私は思ひます。また必要に迫られておると思うのです。ただ、全般的な災害対策がどうだ、これは災害対策基本法があつて、それで中央防災会議が設けられておりますから、いまの災害に対する予防のことはどうかとか、また災害が起きた後はどうだとかいうようなことは、全般的には中央防災会議を中心にして計画を立て検討しておるわけですから、この基本のものが別途ある、こういふ御認識をちよだいすると今度の特別措置といふことについての御理解をちよだいできるのでございますが、それ以下のマグニチュードの規

模の地震においても、いわゆる直下型の地震においては現在の技術では予知是不可能であるといふことがあります。この点については、この法規が全く無力であるという意見も非常に強いわけでございますが、この点は審議の経過でどのように御判断をなされましたでしょうか。

○四柳政府委員 先ほどの池端委員の御質疑のとおりにも御答弁申し上げましたように、私どもこの大規模な地震につきまして、予知技術の現在の水準を前提として、その前提に基づきます予知情報が出て、それが余りにも大きな被害をもたらしては困るから、事前の計画対応で防災措置をしたい、そういういわばセーフトという形で御答弁申し上げましたけれども、確かに御指摘のように、できることならばマグニチュード八ではなくて、昨日の参考人の先生方も努力目標としていただいておりますように、できればさらにもう少し規模の小さい、たとえばマグニチュード七程度も対象にできるよう、あるいはその土地の条件によりますように、あるいはその土地の条件によりまして、幸いにもそれ以下のものもあるいは直下型のものでも何らかの条件を整備すればつかまえられるようになります。その結果、御負担をして、法律の仕組みとしては変わませんけれども、対象としましてはできるだけ取り入れていくよう努めをしてまいりたいと思います。

○古川(雅)委員 予知技術につきましては、これはもう繰り返し議論をされておりますが、予知情報の報告がなく、したがって警戒宣言もなされないままにマグニチュード八程度の大地震が起こってしまったという事例になることは、今までの専門家の先生方の御説明ではほとんどあり得ないと思うのであります。これも議論はされておりますが、非常に明確ではございませんのでお伺いをしてお

きますけれども、全国知事会がお出しになつた試験の中では、この空振りの際の補償請求はしないことが指摘をされているわけでございます。この点については、この特別措置法が全く無力であるという意見も非常に強いわけでございますが、この点は審議の経過でどのように御判断をなされましたでしょうか。

○四柳政府委員 今回の法案の三十条におきまして、「地震防災応急対策に要する費用の負担」という形で、地震防災応急対策に要する費用につきましてはその実施の責めに任ずる方に負担をしていただく。だから、御指摘の例のように警戒宣言が出ますと、国も県も市町村もあるいは防災上重要な施設の管理者等におきましても、それがあらかじめつくりました、いわば地震防災計画によります地震防災応急措置をおとりになります。その措置につきましては、いま申し上げましたように、御自分の負担で支出をお願いいたしたい。それが空振りになつたこと、たまたま古川委員もおっしゃいましたように幸いにして空振りになつたことでございまして、本来御自分の計画でお定めいたしました御自分の財産、生命、身体等を御自分で守りたいと、たとえば警戒宣言が発せられた、しかもそれが幸いにしてといふことを私は強調したいのですが、空振りになつた場合、たゞ住民の中にはその空振りになつた警戒宣言に対して國の責任を問い合わせ、補償を請求して訴訟を起こすとするものとするというふうにお願いいたします。

○四柳政府委員 あくまで限定期的な例外的な假定という形で考えさせていただきますと、その訴訟の内容によりまして、國として受け立つ場合

きますけれども、全国知事会がお出しになつた試験の中では、この空振りの際の補償請求はしないでございます。そういうものに対してもどこがどう受けとめていくのか、その辺をひとつ明確にしておいていただきたいと思います。

○四柳政府委員 假定の問題という形での尋ねでございますので、大要恐縮でございますけれども、やはりできるだけそういったことがないようになりますと、住民の方々の御理解なり御協力をいただくのが本来のたまえだらうと思います。それでもなおかつ御指摘のような例が出てまいりました場合には、それはその時点におきまして関係省庁相談いたしまして、その訴訟の内容によると思いまして、その訴訟の中からそういうことを周りのけれども、その時点で対応するということにして、たたまえはあくまでもそういうことがないようになります。そこで、それはそのまま訓練の中からそういうことを周囲の方々と一緒になつてお話し合いたいと思います。

○古川(雅)委員 伺うところによると、いわゆる議論でござりますので、あるいは無意味かもしれないが、この法律ができまして、たとえば警戒宣言が発せられた、しかもそれが幸いにしてといふことを私は強調したいのですが、空振りになつた場合、たゞ住民の中にはその空振りになつた警戒宣言に対して國の責任を問い合わせ、補償を請求して訴訟を起こすというようなことをなさなければなりません。たとえばこの間の静岡県が行いました予知情報をるべきかどうかという住民調査に対しては、大部分の人がたとえ空振りになつても住民に知らせてほしいという意見を持ちながら、わずか一〇%前後でございますが、そういうのは発表してほしくないという意見もあつたわけでありまして、あるいはそういう層から補

償を請求して訴訟を起こすということも、これは全くない、杞憂だとばかりは私は言えないと思うのでございます。そういうものに対してもどこがどう受けとめていくのか、その辺をひとつ明確にしておいていただきたいと思います。

○四柳政府委員 假定の問題という形での尋ねでございますので、大要恐縮でございますけれども、やはりできるだけそういったことがないようになりますと、住民の方々の御理解なり御協力をいただくのが本来のたまえだらうと思います。それでもなおかつ御指摘のような例が出てまいりました場合には、それはその時点におきまして関係省庁相談いたしまして、その訴訟の内容によると思いまして、その訴訟の中からそういうことを周囲の方々と一緒になつてお話し合いたいと思います。

○古川(雅)委員 伺うところによると、いわゆる議論でござりますので、あるいは無意味かもしれないが、この法律ができまして、たとえば警戒宣言が発せられた、しかもそれが幸いにしてといふことを私は強調したいのですが、空振りになつた場合、たゞ住民の中にはその空振りになつた警戒宣言に対して國の責任を問い合わせ、補償を請求して訴訟を起こすとするものとするというふうにお願いいたします。

○四柳政府委員 法案の要旨の中で、警戒宣言を定という形で考え方をさせていただきますと、その訴訟の内容によりまして、國として受け立つ場合もあり得ると思います。

○古川(雅)委員 法案の要旨の中で、警戒宣言を定して地図災害警戒本部の本部長である総理大臣が特に必要があると認めた場合には、関係の指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長に必要な指示を行い、そしてまた防災の応急対策を的確

にかつ迅速に実施するために、いわゆる自衛隊の出動派遣を要請することができるということがございます。この点非常にまた疑問点と申しますか、問題を残しているわけでございますが、先日の議論では、この段階での治安出動はあり得ないということを繰り返し御答弁になつております。これは間違いございませんか。国土庁の御判断で結構です。

○四柳政府委員 私ども防災側としまして出動の要請をお願いする側でございますので、そちらの側からの答弁という形で御理解いただきたいと思いますけれども、あくまでも各県、市町村等が行います地震防災応急措置の御支援という形で、具体的な内容等につきましては繰り返し御答弁申し上げており、また昨日山本参考人の方からも地元の方の御希望なり御意見等の御開陳もございましたものですから、そういった内容におきましては御指摘のような治安出動的な活動というものは一応想定されないと私どもも理解しております。

○古川(雅)委員 ただし、これは将来万が一警戒宣言を発して、不幸にして地震が起こる、その間にいわゆる治安出動という形を選ばざるを得ないという事態が現地に現実に起こった場合、自衛隊としてはいわゆる治安出動という形で行動するのではないかということがあくまで疑問として残るわけでございます。この辺は国土庁としてはどういふべきかした判断を持つていらっしゃるのか。たとえば自衛隊の災害派遣に關する訓令といふのがございます。この間本委員会でも出ておりましたが、その第十五条に「法第九十四条第一項において準用する警察官職務執行法第四条又は第六条第一項の規定により自衛官が避難等の措置又は立入を行なうには、指揮官の命令によるものとする。」この点では昨日の静岡県知事山本参考人の御指摘を了としたものでありますけれども、さらくその後に「ただし、緊急を要し指揮官の命令を待つことまがない場合には、この限りでない。」という規定もあるわけでございまして、治安出動

があくまでないという御判断は、この辺ではかなりあいまいになつてくるのではないかという危惧も持つわけでございます。この辺は国土庁としてはどのように判断していらっしゃいますか。

○四柳政府委員 ただいま御指摘の治安出動の問題でござりますけれども、御案内のように、自衛隊法七十八条の一項あるいは八十二条の二項で、それぞれ命令による治安出動あるいは要請によります治安出動の規定がございまして、その際の一つの権限として、御指摘のようなことも一応現行自衛隊法上規定されております。したがいまして、お尋ねのようにこの法律の八十三条第二項の地震防災法上のたとえば要請によります治安出動ですとか、そういった問題につながるかつながらないかという問題につきましては、これはせんだけ防衛庁の方からも御答弁申し上げましたように、御指摘の現在の防衛庁の訓令等の改正の過程の中でも多分御検討いただけるのではないか。これは私どもの方で御答弁する筋合いでないけれども、これは私どもの方で御答弁する筋合いでないと思ひますけれども、そういうことを私ども国土庁としてどう考えるかというお尋ねでございまますから、そういうふうに私ども理解をしております。

○古川(雅)委員 あくまでも都道府県知事等の災害対策本部長としての指示の中で自衛隊が行動するというきちんとした保証がない限り、これはいろいろな危惧やいわゆる治安出動につながる不安が残るわけでございます。いまの四柳審議官の御答弁によりますと、国土庁としてのいわゆる期待をし、そしてそれがどうなつていくかという議論が繰り返されてきたわけでございます。それで、第一段階として東海地域ということが明確になつたわけでございますが、その後南関東地域などふうにこれは広がつていくわけでございます。先日来この問題については、いつごろ、どこにこの地域の指定をし、そしてそれがどうなつていくかという議論が繰り返されてきたわけでございます。それで、建築物の建設に対する都市化への誘導政策というものが、関東大震災のときと今日の東京のいろいろな状況についての比較が詳細に報告されています。その一つを見ましても、どういう事態のときにどれだけの被害が起るのか、これを明確にした上でいわゆる大都市震災対策推進要綱なるものも進められるのではないか、また、今後の建築物の建設に対する都市化への誘導政策といふものもはつきりしてくるのではないか。そういうものが以上、今後強化地域に指定をしていく過程においても非常に不安が残りますし、果たしてどれだけのものができるのかということが非常に大きな問題になると思うのでございます。各機関に図つてとか相談をしてという形で進めていったのは、非常に手落ちではないか。むしろ国土庁を中心として、こうした被害の予測調査あるいはその技法の確立というものについても、もう大前提出として第一義的に取り組むべきではないかというふうに考えておきますが、この点いかがございます。先ほどの御質問の御指摘にもござい

ましたし、それからまた、私は先般一月三十一日の本委員会の質問でも申し上げたのでございますが、災害の被害を予測するいわゆる技法というものがまだ確立をしていない。そのとき科学技術庁においてをいただいて御答弁をいただきました。それによりますと、そうした技法は全体については完成をしていない、不十分なところについてはあります。それらの計画が支障なく行い得られるよう、自衛隊の派遣の要請の必要がある本部長の判断です。これは本来であれば各県知事が要請するとか、あるいは他の要請者を考えたが、いつかたと思うのですが、まあ大規模の地震といふことになれば数県に及ぶということで、やはり数県に及ぶ場合の自衛隊の要請としては、本部長の要請が好ましいのではないか、こういう判断の上にありますから、お話をよくなさることなども全然考えておるわけではないが、それに対処すれば、もしいろいろ御懸念があれば、それに対処する何らかの方途は考えてよろしいと思います。

○古川(雅)委員 本法案の要旨のいわゆる出发点といいますか前提に、総理大臣は大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地域を地震防災対策強化地域に指定するというところから出発しているわけでございます。先日来この問題については、いつごろ、どこにこの地域の指定をし、そしてそれがどうなつしていくかという議論が繰り返されてきたわけでございます。それで、第一段階として東海地域ということが明確になつたわけでございますが、その後南関東地域などふうにこれは広がつていくわけでございます。先日来この問題については、いつごろ、どこにこの地域の指定をし、そしてそれがどうなつていくかという議論が繰り返されてきたわけでございます。それで、建築物の建設に対する都市化への誘導政策といふものもはつきりしてくるのではないか。そういうものが以上、今後強化地域に指定をしていく過程においても非常に不安が残りますし、果たしてどれだけのものができるのかということが非常に大きな問題になると思うのでございます。各機関に図つてとか相談をしてという形で進めていったのは、非常に手落ちではないか。むしろ国土庁を中心として、こうした被害の予測調査あるいはその技法の確立というものについても、もう大前提出として第一義的に取り組むべきではないかといふふうに考えるでございますが、この点いかがございます。

つたかどうかという問題と別にいたしまして、判定会の先生方は毎月気象庁へお集まりいただいておりますので、判定会の判定の技術の向上のため、一月十四日の地震の前後の各種の観測値の状況は十分御勉強願つて、将来のよりよき判定にこれを使っていただくということで努力はいたしております。

○加藤(万)委員 その後、その先生方の座談会の記事などを読んでみると、確かに東海地域の判定会でありますから伊豆大島はその範囲に入らない、いわば南関東の延長線上に発生したのだしかし、もしあのときに海底の地震計等が配置をされておつたならば、このテレメーターライン上にその予知が感知されたのではないか、したがって、東海地域における群発地域、いわゆる地震の群発地城として判定会が設けられたわけですが、同じよう相模湾を中心にして、御承知のように相模トラフがあるわけですから、こういうものを含めてこの判定会がそれを予知する力あるのはそれを判定をする技術的な基礎データ——もし海底にあればそういう状況が把握できたのではないか、したがつてということで、今後この経験を生かしたいということです。そこでその座談会では結んでいらっしゃるわけですが、同じように相模湾を中心にした御承知のよう相模トラフがあるわけですから、あの地震予知は可能であったのでしょうかがでしょうか。

○末広説明員 御説明申し上げます。

確かに伊豆大島、相模湾から伊豆半島にかけましても、すでに数年来、南関東ということで観測強化がなされておりまして、この御指摘の地震の強化がなされた前兆現象とおぼしきものが把握できましたわけでございます。ただ、判定会の諸先生の御検討を経ましたけれども、これを基礎にして、この一月十四日の地震が起こることを相当ほつた意味で、つまり防災に結びつけられる確度を持つた予知情報として出すことはやはりむづかしいますが、やはり将来はこの南関東の観測強化

と、さらに地震予知技術の進展を踏まえまして、まず現在の技術水準が防災に結びつく時点まで達してあるうと考えております。

○加藤(万)委員 確かにおつしやったように、それが言うまでもありませんけれども、河角先生等も、六十九年説、しかもそれが昭和五十三年度からその期間に入る、こう学説として述べておられるわけですから、そういう意味では東海地域と同様に相模地域として、相模トラフを中心にして、群発地域を早急に設置をされて対処する、同時に

判定会を單独に設置され、同時に海上地點に多過ぎる——多過ぎると言つては失礼ですが、海上地點と海面下、いわゆる海底ですね、この観測機能との間にやはり観測条件と少しだけ断層があり過ぎる。たとえばいまどきの観測所になつてゐるのでしょうか。これも陸地ですね。したがつて私は何か海底観測ができるよ

うな機能というものをこの際やはり観測機構として強化をする、陸上の観測地點と同じように強化すべきではないかというように実は思うのです。いま検討しているところでござります。

○加藤(万)委員 私、先ほどの一月十四日、たまたまそういう地震と会合と一緒に重なり合つて遭遇したときに、非常に私なんかは敏感なんですね。これは関東大震災の経験がそうさせたのかもしれません。私の兄弟は、残念ですけれども、震災で二人亡くしましたから、私の母は子供のときから地震というものに對しては動物的と言われるくらい物すごく反応が強いのですね。ちょっととした振動がありまして、私を抱いて表に飛び出しますというような、そういう動物的な反応といふか、習慣がありました。そういうことで、東海から相模トラフ、こういう学説もある中で、私ども、震度四のことを考えますと、率直に言つて再びという感じが実感としても、また体の上からも感じてくるのですね。したがつて、いま言いまして、このことをなくすことができると思うのですね。これはどうも言葉でうまく表現ができないのです。

○末広説明員 御説明申し上げます。

第一点の判定会を南関東地区にも広げるべきで

はないかという御質問でございますが、これは昨

日の参考人の諸先生の御意見でも、終局的には日

本全国マグニチュード七程度まで予知できるこ

とれども持つていくべきだ、またそこまで長期的に見

れば技術の進歩は期待できるという御陳述がござ

けれども、そういう体験といいましょうか、そ

ういう育ちといいましょうか、そういう人が御承知

のよう横浜を中心にして、東京もそうですが、

何百万という人がいるわけですから、私はもし今

日の科学技術の中で最大限の予知ができるものが

大事ということはもちろんございませんが、南

関東は前から強化地域にもなつてゐるわけでござ

いましたし、技術の進歩を見まして、ここにも将来

は判定会と同様な機能の処置をするということは

当然考えられると存じます。

次の、海底の観測が大事ではないかという点でございましたけれども、これは私ども前々から十分

検討いたしておりまして、実は本年七月か八月に

ます問題になつております東海沖の恐らく地震の

起ころるであろう真上に海底地震計常時観測装置と

いうものを敷設いたします。この作動状況を見

まして、さらに他の重要なところにも海底地震計

の設置あるいは海底における地殻変動の観測もで

きるような施設を広げていきたい、かようになだらかに思つてゐるところです。

同時に、東海における判定会、私は学者先生方

がさてこれで予知活動をしていいのかどうかとい

う判定ももちろんあります。しかし、同時に

それが住民の生活上に及ぼしている安堵感とい

ましょか、その影響はまさにばかり知れないも

のがあると思うのです。特に神奈川の場合には川

崎の多摩川の河口を中心にしてあるのではない

か。私は茅ヶ崎というところに住んでいますが、

伊豆半島から江ノ島までが断層地域だ、あれが陥

没するのではないかということが漁師なんかの日

常の言葉にいま出てくるのですね。御承知のよう

に、江ノ島は関東大震災では約一メートル以上持

ち上がつてしまつた地域ですね。したがつて素人

的にも、持ち上がりつたその下が空洞になつてゐ

るのだよという話になると、何となしに実感として

も、そうか、それじゃ大変だなという気持ちにな

るのですね。そういうものを科学的に判断をし、

科学的なデータの中で予知して住民の人々に知らし

めていくと、どのくらい安堵感といいましょ

うか、あるいは生活に対する不安感を取り除くこと

ができるか、はかり知れないものがあると思うの

です。したがつて、いま七、八月ごろ東海地域に

は海底地震計の設置をして云々という話がありま

したが、できれば私は、その試験機能をいま一基

たとえば相模湾の湾上に浮かべてみる、そして技

術的にも試験的にもそういうものを設置してみ

る。これはこの法案が通過した後、それぞれ実施

要綱として国土庁なり各所管の省庁で扱われるこ

とでございましょうから、せひともそういうもの

を強く求めておきたいというふうに思うのです。

二つ目には、東海地域判定会が基礎とする材料は、各観測地点からテレメータに入つてきまして、それを集積していま気象庁が全体の統一的な状況を把握しているわけですね。先ほども申し上げましたように、大島でもその捕捉がうまくその中に乗ってこなかった。相模トラフについては、各地点に確かに観測所があるのです。たとえば海底調査は海上保安庁が行つておられますし、

断層については通産省が、あるいは体積のひずみについては気象庁、そして傾斜、重力等については東大研究所がそれぞれやつておられるのですね。さて問題は、それぞれの官庁がそういうそれを条件、たとえば海底調査の条件から生まれたもの、あるいは海底の断層から生まれた調査、あるいは傾斜から来た調査、そういうものを統一的に把握できる場所がないのですね。東大の研究所は研究室なりに分析をされる。あるいは海上保安庁は保安庁で分析をされる。それを統一して把握をされる機能というのは、いまの地震対策関係ではどこに当たるのでしょうか。

○末広説明員 御説明申し上げます。
特に防災に重要な地震の短期的予知は、地震は地下で起る現象でございますから、これに関連ありと考られる非常に広い分野にわたりまして多岐にわたる観測をする、そしてその結果をどこか一所に集中いたしまして、これを昼夜の別なく連続監視しているということが基本的な手法でございます。非常に多岐にわたります観測をいたしましたために、御担当の機関あるいは大学等を含めまして、複数の機関にわたっているわけでござりますけれども、現在たとえば東海から南関東を例にとりますと、八種類に及ぶ観測所は約三十カ所でございますが、これが大学を含めまして五省の機関にわたりてはおりますけれども、すべてのデータとして気象庁に集中して私どもが常時監視に当たつておるわけでございまして、そういう意味ではデータが一所にまとまつたままどこか重要な判断機構につながらないというようなこ

とはないようになつておりますので、これがすべて

判定会に直結いたしておるわけでございます。判定会は持つてあるのですが、こういう形で気象庁に直結できますけれども、たとえばそれに不足をしている観測機能、そういうものはここにこう設置したらよろしい。たとえば、私は一月十四日のと

きも言つたのですけれども、神奈川県には観測機能は持つてあるのですが、こういうふうに知事に聞きました。いま申し上げましたような、いわゆる国が観測機能を持つてあるのですから、神奈川県自身として観測機能というのを持たないわけですね。ただ、国がつくつている観測機能に対して補完をする役割的なものを地方自治体で持つていいなということを実は感じたのです。ところが、何をどこに設置をしたら神奈川県としての役割りが果たせるのだろうか、こうなつてまい

りますと、いまデータの集積は気象庁にありますけれども、そのデータからきて、こういうもの、こういうものが不足をしている、それをだれがどうこういう形でつくつたらいいかというこの指示というものは、まさか気象庁から大学にはまいりますまい。とすれば、いまの機能としてはどうでしょうか。予知連絡会がやるでしょうか、あるいは防災対策本部がやるのでしょうか、あるいは国土庁がやるのでしょうか、建設省がやるのでしょうか。こういうことについてはどうでしょうか。

○末広説明員 御説明申し上げます。
ただいま先生の御質問に対しまして、非常に多岐にわたる広い観測をしなければならないと答えさせていただきましたが、だんだん新しい手法というものが見つかってまいりますので、これまでどうしたらば総合的な観測網の中に取り入れるかということが問題でございます。これは多数の学識経験者から成つております測地学審議会、これは文部省に属する機関でございますが、ここで慎重に御検討をいただきまして、地震予知技術の推進のためにはかくかくの方向で進むべしといふことを御建議いただき、これを受けまして、科学

技術庁にお世話をいたしております地震予知推進本部というのがございまして、これが行政的な裏打ちをいたしまして、この御建議の線に沿つて

観測強化あるいは予知体制の推進が図れるよう十分な連絡のもとに進めさせていただいておるわけでございます。

○加藤(万)委員 そうしますと、測地学審議会の答申を受けて、所管は科学技術庁が行う。そしてその受けざらとしては、推進本部がこれを受けて行政サイドに落としていく、こういうよう理解していいのですか。そういう中で、いま各官庁が持つてあります観測測定機能、それからさらに地方自治体が何をすべきかというのも、その中の審議内容、あるいはその答申を受けての実施、行政内容に含まれてまいりますか。

○末広説明員 御説明申し上げます。
新しい手法の中には、大して大きな設備の要りません地下水の上下の観測、これは井戸さえあればできるわけでございます。むしろ数の方がいつぱいないといけない。あるいは古文書によりましてある当該地区の過去の地震の発生状況がどうであったか、あるいは被害がどうであったかということの調査といったことは、やはり地方公共団体の十分な御支援ということが大変望ましいことの御建議の一つでございまして、間もなく御建議いたぐと伺っております第四次の地震予知計画に対する測地学審議会の御建議の中には、そういう面も検討の対象になつておるということを伺つております。

○加藤(万)委員 予算の関係についてお聞きをしますが、そういうのも含めて必要とされる観測機能の予算というの、科学技術庁が提起をされ、各省にこういうものを設置してほしい、こういう行政サイドの委託をしてほしい、事務委託をが決めたことは、これはもう無条件で各省が予算化をする、そういう体制をぜひともとつてほしいと思うのです。

それから後段の、地方団体が行うべき事業あるいは技術的な分野の委託は、いまのお話でわかりました。特別研究促進調整費の中からこれは出でいくわけです。そういうことになりますね。ですべから、この面も各地方自治体の一般財政の中でやるのではなくて、いわば、後で防災対策についても御質問しますが、この地震対策に関する限りは特別のそういう予算の仕組み、あるいは地方団体においても地方団体が持つ一般財源から云々という

ます。それを地震予知推進本部におきまして取りまとめ、あるいはその重点づけをする、さらに大蔵省、財政当局等にまとめて説明いたしまして、その確保を図るというふうなことをやつておるわけでございます。それから念のために、たとえば

地震が起きました場合に急遽こういうところに観測網が欲しい、あるいは観測計器が欲しいというふうな場合には、科学技術庁に特別研究促進調整費というお金が数億ございますので、それを重点的にその地震に使いまして、臨機に観測設備の整備及びそのデータ集中というふうなことを進めております。

○加藤(万)委員 地震関係、これは全くいつ、どういう条件で、どういう形で起きてくるかわからぬわけですね。したがつて、私は従来の各省の予算の持ち寄りと積み上げではないと見ております。

○加藤(万)委員 今年度は三割増しの公共事業予算だから、三割増しの予算でこれだけふくらましたというのではありません。測地学審議会等がこれが必要だと言つた場合には無条件で設置をすべきだと私は思うのです。

各省が従来、ここがあつた、ここがあつたから、今年度は三割増しの公共事業予算だから、三割増しの予算でこれだけふくらましたというのではありません。測地学審議会等がこれが必要だと言つた場合には無条件で設置をすべきだと私は思うのです。

それが決めたことは、これはもう無条件で各省が予算化をする、そういう体制をぜひともとつてほしいと思うのです。

それから後段の、地方団体が行うべき事業あるいは技術的な分野の委託は、いまのお話でわかりました。特別研究促進調整費の中からこれは出でいくわけです。そういうことになりますね。ですべから、この面も各地方自治体の一般財政の中でやるのではなくて、いわば、後で防災対策についても御質問しますが、この地震対策に関する限りは特別のそういう予算の仕組み、あるいは地方団体に

置される、このことが基本的には必要だと私は思うのです。ぜひそういう方向に——今年度は予算化され予算も通過をしているわけですから、補正なりあるいは来年度予算にはそういう構えで大蔵省あるいは各省との折衝、予算化を推進をしていただきたい、こういうふうにお願いをしておきたいと思うのです。

次に、コンビナート問題。コンビナート地域でありますからほかの防災、いわゆる地震による第二次災害についての問題点は幾つかありますけれども、この点だけにしほって私は御質問を申し上げます。

いま地震が起きた場合に対する予防安全措置といふものは、それぞれコンビナートの場合と石油タンクあるいはガス、高圧ガス、あるいは可燃性物質、そういうものに対する規制措置があるわけですけれども、どうも私はいま通産の安全係数というものと、消防庁が求めておられる安全係數との間にどうも差があるような気がしてならないのです。具体的にいま数字をもつてここで明示をしてお話しするわけにはまいりませんけれども、通産の場合には物を生産し、そこから災害が起きなければいいというのが安全の許容度になります。具体的にいま数字をもつてここで明示をしてお話しするわけにはまいりませんけれども、大丈夫だといったところにも亀裂が起き、破裂が起きなればいいというものが安全の許容度になつてお話しするわけですね。ところが、地震の場合には先般の大島地震でもわかりますように、本来これで消防庁との間にコンビナート地域のあらゆるものに対する、それは危険物施設であろうと可燃性のものであるうとガス性のものであろうと、そういうものに対する安全係数上の差があるとするならば、消防庁の方はどうやらかといえは災害が起きた後の第二次災害、第三次災害を防ぐための係数になつておるはずですから、全体としては私は高いと見ているのです。安全係数は高い。したがつてそこに合わせて、本来あるべき生産工程における安全係数も合わせるべきではないか、こういう見解を持つておるわけです。私はいま具体的に指

摘をする時間はありませんけれども、もしその差があつた場合には、通産と消防庁との間で協議をしていただきてその安全係数に対して修正、訂正なりあるいは各県との折衝、予算化を推進をしておきたい、こういうふうにお願いをしておきたいたいと思うのです。

○田中(和)政府委員 先生御承知のように、消防法で消防法上の危険物施設に対する規制を行ふ、あるいは高圧ガス施設や火薬類施設等については、それぞれ高圧ガス取締法、火薬類取締法といふようなことで規制を行つておるわけですが、それはそれぞれその法律の目指す立法の趣旨に沿いまして必要な規定が置かれておるものでござります。

○加藤(万)委員 たとえば伊豆の大島地震でシアンが流れ込んだ駿河湾が汚れたわけです。

合には、御承知のように誘発が起きるわけですね。いわゆる単発火災ではないわけです。一般的に私は単発火災の場合にはそれほど問題が起きないと見ておるのです。たとえば隣で燃焼が起きて次のタンクの硬度が、一体どのくらいの温度でどうか、いわゆるこの鋼板がやわらかくなつてくるんだろうかというようなこと、これはまさに想定のできない問題ですよ。したがつてそういう面から見ると、消防という立場——消防という立場があるかどうかわかりませんけれども、起きた後

の条件の中で起きる安全係数、そういうものを基準にして、こういう激甚対策は立てるべきだ、

時間がありませんから最後に、先ほど公共団体

ましても、強化地域の指定がありますと関係地方

公共団体が地震防災強化計画というものをつくります。

○四柳政府委員 御案内のようにこの法律におきましても、強化地域の指定がありますと関係地方

公共団体が地震防災強化計画というものをつくります。

これらの事業は、やはりどちらかといいますと都

会の中で非常に地価の高いところで、しかも住民の協力が得られませんとなかなか進められな

い、そういうこともございまして、必ずしも計画どおり進め得なかつたという点もあつたかと思いま

す。しかしこういった法律でそういうことを

計画づけてある以上、今後ともさらにそういう

点につきましては強力に推進するとともに、ただいま先生、公共事業とは別個というお考えのお話

もあります。しかしこういった法律でそういうことを

しておきまして、それらの事業の内容ですとか事業

量といふものの確定を待ちまして、そういたしま

すと、やはりどうしてもこれだけのお金がこれだ

けの期間に必要だというめどが立ちます。そういう

ことはできないにしても、いま科学的に判断さ

れてここまではどうしてもせにやいかぬというも

のについては、予知される条件の中では最大限

の安全度でつくるべきだと思うのです。

特にコンビナートの場

地の確保、こういうものを行つべきだと思うので

うことが明らかになつた段階で、関係省庁とともにどうやらやつたらいいかということを具体的に検討してまいりたいと思います。

○加藤(万)委員 最後に大臣にせひともこういうことも考えてもらいたいと実は思うのです。

先ほど話しましたように、私の家は相模川のほとりにありまして、関東大震災のときは、被災者がそこに押し寄せてきたわけですね。相模川は水が増しましたし、あそこにあります東海道線の馬入橋といいますのが全部落ちてしましました。

そこで、私の家が坂の宿になつたわけですよ。やぶがありましたから、そこに大せいの被災者が集まりまして、その中に何人が死亡されたわけですか。この死亡者は私の家で無縁仏で葬つたわけです。この死亡されたうち二人が地震の直接被害による死者じやないのです。たとえば硫酸をかぶつてきたとか、当時のことですから、それほど化学的なものはなかつたのでしょうけれども、いわゆる第二次災害によつての被災者がうちで死亡しているのですね。私は、川崎、横浜で、神奈川県がやられたといった場合に起きてくる状態は、まさにある意味においては、交通網もない大河川等のところがどうしても泊まり場所になつてしまうのですね。したがつて、私は、相模川と交差をする地点、あるいは多摩川でもそうですが、そういう地点に救急的な処置のできるものを常時配置したらどうだらうか。たとえば医療、医薬、そういうものを絶えず私の地域の部落の公民館に設置しておいて、もし万が一の場合にはそこで諸手当ができる。私のところは田舎に近いですから可能でございますが、そういうきわめの細かい配慮をすべきではないかと、実は経験から私は思うのですが、この点なども、これから防災計画にぜひ配慮してほしい。

同時に、何回も申し上げるようですが、相模湾岸住民は、いま言つたような状況から、震災

というものに對してものすごく敏感です。ある意味では焦燥感、不安感が高まっています。そういう意味では、東海における判定会のようなものを具體的に検討してまいりたいと思います。

○櫻内国務大臣 最後に大臣にせひともこういうことを与えるべきだというように私は思うのですが、最後に大臣の所見を聞いて私の質問を終わりたい

と思ひます。

○櫻内国務大臣 第一には、今回の特別措置法によりまして強化地域の指定が行われる。その際に県における地震防災強化計画の作成につきまして

は、警戒本部が設置されますと、この警戒本部には総合調整指示能力を与えますから、仮に、その強化計画の内容につきまして、ただいまの御意見

のようなことが災害警戒本部として必要である、こう思い、この計画の中にはないというような場合は、それは適切な指導をすべきだと思います。

それから、この法案によると、強化地域は東海大地震の予想される地域と、それから南関東については中央防災会議においてどう判断するか、こ

の方は予知についてはマグニチュード七程度では「大規模地震」でございますし、それから一条にも「大規模な地震による災害から」云々というふうになつてゐるわけであります。したがつて、この法律で言う「大規模地震」とはどういう地震ですか。強化地域の指定で事前措置を講じていろいろ計画を立てるのがよろしい、こういうことになれば、現に観測強化地域であるのですから、それは私は否定すべきものではない、こう思うので

す。

○四柳政府委員 現在の地震の予知の技術の水準で申し上げますと、強化地域に指定いたします。しかしながら、東京などの大都市を持つております。しかしながら、強化地域の指定で事前措置を講じていろいろ計画を立てるのがよろしい、こういうことになれば、現に観測強化地域であるのですから、そ

うに思ひます。

○木広説明員 御説明申し上げます。

御案内と存じますが、マグニチュードは地震そのものの大きさでございまして、震度はそのある地震について特定の地域がどれだけ強く揺れたかという尺度でございます。それで、この法律でうたつております大規模ということが、震度の関係からどのようになつておるかというお尋ねに対し

てございますが、マグニチュード七程度になりますと、その震源地の直上ではもちろん震度五なりし六、とても人間の立つていられないほど揺れるわけでございますが、マグニチュード八の場合は、震度六の範囲が限定的でございまして、せいぜい差し渡しにいたしまして二十キロから三十キロ、ところがマグニチュード八程度になりますと、人の立つてられないような震度六という地域が非常に広く広がるというわけでございまして、いまから百二十年以上前に東海の沖合いで起

ておりましたけれども、昨日の参考人の各先生も御意見御陳述のように、技術の水準が向上いたしましたと、地震のエネルギーではその三十分の一でござりますけれども、マグニチュード七程度以下の中でも何とかしてつかまえられるように目標は持つたまつた、こういうことでございまして、私どもの方も、当面はそういう意味で強化地域のマグニチュード八でございますが、いずれはそういう

た進歩によりまして、おいおいわば下がつてく

ると思います。

○中村(茂)委員 マグニチュード七以上を大地震、五から七まで中地震、三から五まで小地震、などしておるわけでござります。

なお、それに見合うための震災対策関係予算と

いうものも、総括的に見ておるわけでございまして、この中に地震予知関係経費は四十一億円計上するとかあるいは災害対策用器材整備に二百六十億円を計上するとかというようなもろもろの施策を織り込んでおるわけでありますから、こういう特別措置に伴うものと、それから全般的なものと、国土庁がそういう災害に対しての一応の所管でありますので、私としましては、きょうの御意見も十分頭に置きましたが、これから対策に努力をしてまいりたいと思います。

○川崎委員長 中村茂君。

○中村(茂)委員 まず最初に質問を申し上げたい

と、国土庁がそういう災害に対する一応の所管の法律はどういうところに基準を置いて判断していくのか、その点でされども、もう一度震度との関係において明瞭にしていただきたいというふうに思ひます。

○木広説明員 御説明申し上げます。

御案内と存じますが、マグニチュードは地震そのものの大きさでございまして、震度はそのある地震について特定の地域がどれだけ強く揺れたかという尺度でございます。それで、この法律でうたつております大規模ということが、震度の関係からどのようになつておるかというお尋ねに対し

てございますが、マグニチュード七程度になりますと、その震源地の直上ではもちろん震度五なりし六、とても人間の立つていられないほど揺れるわけでございますが、マグニチュード八の場合は、震度六の範囲が限定的でございまして、せいぜい差し渡しにいたしまして二十キロから三十キロ、ところがマグニチュード八程度になりますと、人の立つてられないような震度六という地域が非常に広く広がるというわけでございまして、いまから百二十年以上前に東海の沖合いで起ておりましたけれども、昨日の参考人の各先生も御意見御陳述のように、技術の水準が向上いたしましたと、地震のエネルギーではその三十分の一でござりますけれども、マグニチュード七程度以下の中でも何とかしてつかまえられるように目標は持つたまつた、こういうことでございまして、私どもの方も、当面はそういう意味で強化地域のマグニチュード八でございますが、いずれはそういう

も、その十七ページに「地震観測結果表」というのがございます。「地震資料」というふうになつてゐるわけあります。これによると、規模はマグニチュード七、それから震度については五から一までずっとありますけれども、五のところは大島、横浜、四のところは東京、静岡以下、三のところは名古屋、甲府以下、こういうふうに報告しているわけありますけれども、こういうふうに報告のものは、今度の大規模地震のこの法律で見た場合に、指定地域になる可能性があるのですか、な

○末広説明員 御説明申し上げます。

本年一月十四日の地震では、マグニチュード七でございまして、ただいま震度が各地でかくかくであるとおっしゃいましたけれども、中でも伊豆の中部では恐らく震度五、局部的には六程度で揺れたところもあつたわけでございますが、ひどく揺れた地域は限定的であったわけでございます。したがいまして、自然現象という面からこれを見ますと、マグニチュード七程度と申しますのは、先ほど御説明申し上げました大規模地震に比べますと、地震の実力と申しますかエネルギーは三分の一でございまして、予知技術の面からは、防災に結びつきます前兆現象を相当の確度で発見するというところまでまだ進歩しておりませんので、これは次の努力目標として銘意進めさせていただきたくと思っております。

○中村(茂)委員 そういたしますと、この法律の第三条で言う地震防災対策強化地域の指定、これはいまのところではどの地域を考えていますか。考へているとすると、その根拠はどういうところに置いて考へているのでしょうか。

○四柳政府委員 強化地域の指定につきましては、いま御議論のございましたマグニチュード八程度の大規模な地震の発生のおそれが特に大きい災害が生ずるおそれがある地域、これにつきまして中央防災会議におきまして専門家の方々の御意見を聞き、あるいは関係県、市町村等の意見

を聞いて行うわけでございますが、この地域に該当する可能性のある地域といたしましては、現在のところ地震予知連絡会が地震観測強化地域として指定しております東海、南関東、あるいは特定観測地域として指定しております七つの地域がございますが、これら九つの地域のうちで、一番最初に指定の対象となる可能性がございますところは、観測強化地域のうちの観測湾地区、東海地区でございます。これはいま申し上げました大規模地震の発生のおそれがあるということと、それを予知体制として予知情報が出せるという両方の面から申し上げまして、そういうところが最初の対象にならうかと思います。ただ、いま申し上げました観測強化地域の二番目の南関東につきましても、その可能性の問題といいますか危険性の問題につきましては、やはり中央防災会議等においても、その可能性の問題といいますか危険性の予知でも慎重に御検討いただきたいと考えております。

○中村(茂)委員 次に、地震の周期説について若干お聞きしたいと思うのです。私は、この周期説というものについても、ある程度の確率、これが比較的強いのではないか、こういうふうに思つております。そういう立場でお聞きいたしますが、江戸の四大地震から関東大震災まで、この周期を調べてみると、慶安地震から元禄の地震まで五十四年、元禄の地震から天明の地震まで七十九年、天明の地震から安政の地震まで七十二年、安政の地震から関東大震災まで六十九年、こういうことで六十九年周期説というのがあるわけでございます。

四十五年の三月に自治省の消防審議会から答申がございました。その答申によりますと、東京地方における大震火災対策の概要ということで、この答申については私は二つの特徴があるというふうに思うのです。その一つは地震発生の時点を予測したということ、二つ目には被害内容を具体的に想定したということです。長いものでなければ、簡単にそれを紹介してみますと、自治省消防審議会答申の抜粋ですけれども、「被害の概要の

想定」ということで、二番目に地震発生の予想時点、地震の規模、震度及び風速、以上の考え方についても、被災想定の条件を次のようないい前提にしてあります。これは東海、南関東、あるいは特定観測地域として指定しております七つの地域がござりますが、これら九つの地域のうちで、一番最初に指定の対象となる可能性がございますところは、観測強化地域のうちの観測湾地区、東海地区でございます。これはいま申し上げました大規模地震の発生のおそれがあるということと、それを予知体制として予知情報が出せるという両方の面から申し上げまして、そういうところが最初の対象にならうかと思います。ただ、いま申し上げました観測強化地域の二番目の南関東につきましても、その可能性の問題といいますか危険性の予知でも慎重に御検討いただきたいと考えております。

以下、地震の震度、季節、その起きる時刻、それから被災想定の地域として東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県。それからこの程度の地震が起きるとすれば、被災想定の内容として、木造建築物の倒壊、東京都は二万三千六百七十一棟、神奈川県は一万七千百七十一棟、千葉県は六千八百五十棟、埼玉県は七千九百十二棟。そのほか火災になつた場合にはどういう状態になるか、人的被害についてはどういう状態になるかということが、先ほど申し上げましたように四十五年に消防庁に答申がなされているわけであります。

そこで消防庁にお伺いいたしますが、この六十年周期説に基づいて答申されたこの答申について、いま消防庁はどのように評価しているのか。二番目に、これに基づく対策がどの程度どういうふうに進められているのか、明らかにしていただきたいと思います。

○田中(和)政府委員 いま先生御指摘のように、昭和四十五年に消防審議会から答申をいただいたときでござります。これは当時の学会の一つの意見でございました関東南部における大地震の六十年周期説というものを一つの仮説といたしましたて、関東南部、特に東京地域で大震火災対策を早急に立てたべきだという提言でござります。

その六十年周期説というものが科学的にどの程度立証されるものであるかは別といたしまして、消防庁といたしましては、いま御指摘のようて、東京地方では歴史的にたびたび大地震が繰り返されており、また大地震が発生すればこれは

大変な被害が想定される、三番目には、関東大震災から相当な時間が経過したことと事実であると、いうことに立ちまして、東京地方におきまして想定されます大地震対策というものを早急に推進しなければならないというのが答申時点におきます。そして、アとして「地震発生の予想時点」関東地方地震発生六十九年周期説よりこういうこととで、一九二二年プラス六十九年マイナス十三年イコール一九七八年。一九七八年というのはこしでござりますが、次の大地震発生の予想時点を一九七八年とする、こういうふうに予想時点を明確にしてあるわけであります。

その後、観測網の整備とか、あるいは予知技術の進歩とか、あるいは学会におきます考え方の推移等によりまして、この六十年周期説というもまた先ほど来ござりますように、地震の予知についてはいささかも減じてはいない。おきましても観測強化地域といふことでこの地域が指定されておるという状況でもございます。そのについて現在いろいろ言われておるわけでござりますが、いずれにいたしましても、東京地方において地震対策を早急に樹立する必要があるといふ必要性についてはいささかも減じてはいない。また先ほど来ござりますように、地震の予知が指定されておるという状況でもございます。消防庁の認識であつたわけでございます。そのように考へたわけでございます。

その後、観測網の整備とか、あるいは予知技術の進歩とか、あるいは学会におきます考え方の推移等によりまして、この六十年周期説といふものについて現在いろいろ言われておるわけでござりますが、いずれにいたしましても、東京地方において地震対策を早急に樹立する必要があるといふ必要性についてはいささかも減じてはいない。また先ほど来ござりますように、地震の予知が指定されておるという状況でもございます。消防庁の認識であつたわけでございます。

その後、観測網の整備とか、あるいは予知技術の進歩とか、あるいは学会におきます考え方の推移等によりまして、この六十年周期説といふものについて現在いろいろ言われておるわけでござりますが、いずれにいたしましても、東京地方において地震対策を早急に樹立する必要があるといふ必要性についてはいささかも減じてはいない。また先ほど来ござりますように、地震の予知が指定されておるという状況でもございます。消防庁の認識であつたわけでございます。

いまして、お申し入れについて誠意を持つて対応した、こういうことでございます。

〔矢山委員長代理退席、委員長着席〕

○中村(茂)委員 時間がございませんから、次に

私の方から、特に防災関係でございますが、建設省関係のことについて今までの経過と対応について一括申し上げますから、それをお答え願いたいというふうに思います。

いまでも私どもいろいろ論議してまいりましたが、先ほど申し上げましたように、私が所属しております社会党から防災関係の、特に建設省関係

の面について要求を出しております。「地下街、高層建築物等の耐震、耐火化、防災避難施設整備の義務付け、避難路、避難公園の整備など都市防災機能を強化すること。」こういう申し入れをす

でに長官のところにしているところでございま

す。それから、道路整備の法案を審議した際、や

はり附帯決議として、「大規模な地震等に備え、

都市の街路をはじめ、避難に要する道路、広場の確保と整備に努めるとともに、老朽化等により道

路の構造基準に適合しなくなつた橋梁等の構造物については、緊急に補修、改良工事を施工し、防

災及び交通の安全の確保を図ること。」こういう

ようになぞれの立場ですでに対応してきている

わけでございます。特に私が申し上げたいのは、

今度指定地域に該当してきたところについては、

こういう面についてそれぞれのところで申し入れ

なりまたは決議があるわけでございますから、完全な、万全な体制でいま申し上げたような点について対応していただきたいというのが私のお願ひであります。そういう点で考えてみた場合に、これは一つの例でありますけれども、先ほど申し上げました道路整備五ヵ年計画を審議した際にも私は申し上げたわけでありますけれども、五ヵ年計画の中に予備費が七千億ございます。何回かの、八次にわたるわけでありますけれども、予備費といふものはつくつただけで使つたことがない。しかし、第六次のときには沖縄で百十二億だけ一回使つたことがあるだけだ。確かにこういう予備費に

ついでには大地震なりが起きてこういうふうに急速にままでのやり方では出でてくるわけであります

が、こういう指定になつた、それでは防災のためにつくづくとか、広場をつくるとか、公園をつくる

がいまでのやり方では使わることにはならない。し

備費というものが使われる事にはならない。し

かし、こういう法律をつくると、廣場をつくるとか、公園をつくる

というようなものについてはなかなかこういう予

たなざらしにしておかないと思い切つて使ってい

くという長官の決意が必要じゃないかというふうに思つてます。そういう意味を含めて、

先ほどから申し上げておきます点について、この法律に絡めまして所信を明らかにしていただきたい

といふふうに思つてます。

○櫻内国務大臣 今回の特別措置法によりまして強化地域が指定されますと、関係県におきましては地震防災強化計画が作成されますので、それに伴つて事業の規模等に応じまして関係省庁においての予算措置を十分にいたしてまいりたいと思つてます。

そこで、御決議に基づきますものにつきましては、五十三年度予算の中におきましても、大体市街地開発事業あるいは住宅地区改良事業、また都

市開発資金貸付金などにおいて対応してまいりた

いと思うのでござります。

なお、第八次道路整備予算の中の予備費を震災対策のために使うべきではないかという御所見でござりますが、もちろん必要が生じてまいります

れば私どもとしてもその予備費の枠の中で措置をさせさせていただきたい。これは中村委員が御承知の

ようなくらいの予備費があるから、この地震保険についてもつけて措置をしてもらいたいと要求をいたします所存でございます。

○中村(茂)委員 もう時間が参りましたけれども、もう一点だけひとつ質問させていただきたいと思いますが、時間がございませんから簡単に申

お伺いしたいといふふうに思つてます。

御存じのよう、この地震保険というのは関東大震災の後地震保険をつくるべきではないかといふ意見が出てずっと研究されてきたわけであります

すけれども、地震灾害というものについては保険としては成り立たない、なじまない、こういうこと

で手がつけられないのであります。そのため、新潟地震の際、時の田中角栄大臣の政治力と

いうかそういうものによって急遽つくられた、こ

ういう経過がございます。そういうなじまないと

いうものを無理につくった地震保険でござります

から欠落している部分が相当ある。ずっと申し上

げればいろいろ欠落部分があるわけでござります

けれども、しかしこれは政府と損保各社、言えば民間火災保険会社二十社、それに日本地震再保険会社ということで、再保険制度で成立しております

すけれども、この四月にその総限度額を八千億のものを一兆二千億にしましたけれども、大きな地震が起きればこれではとてもまだ足りない。それ

ぞの保険を見てみましても、一件の保険金は二百四十万、保険料は高い、そして負担をしていか

なければなりませんから、民間二十社では負担が多過ぎてかなわない、こういう幾つかの欠落部分があるわけであります。

そこで質問申し上げたいといふふうに思つてますのは、今度この法律ができました、そして、大地震が起きたときに、従来の計画で足らざるところに予備費が七千億ございます。何回かの、

八次にわたるわけでありますけれども、予備費といふものはつくつただけで使つたことがない。しかし、第六次のときには沖縄で百十二億だけ一回使つたことがあるだけだ。確かにこういう予備費に

わけでありますから、この地震保険についてもつけて措置をしてもらいたいとする考え方があるのかどうか、そして、この火災保険についてはどういうふうに考えているのか、これが一点でございます。

それから二点は、先ほど申し上げましたように、この保険は再保険制度で、火災保険民間二十社は関連しておられますけれども、火災共済協同組合、農協の共済、労済の火災共済は全く関係がございません。しかし、これらの共済保険につきましても相当加入者も多くなってきておりま

す。したがつて、このような法律ができる際に、震保険が業務としてできるようなことを検討をしていただきたい。ちなみに、このごろの伊豆の近海大地震で見ますと、この保険に入つてない農

協の共済は三千四百件で、九億支払いをしております。それから地震保険に入つております二十社、これは二十一件で約三千万円、それから労済

の共済は見舞い金として支払つております。地震保険に入つているところはそんな程度で、入つてないところはいろいろな形でということになる

と、そういう意味でもまことに矛盾してしまいます。したがつて、前向きでこの種の問題については検討していただきたいという考え方

に基づいて所見をいただきたいといふふうに思つてあります。

○森田説明員 ただいま御指摘がありました現在の地震保険制度につきましては、全損のみを担当

することとか、あるいは建物、家財それぞれに限度額が設けられていることなど、大地震発生によ

るその被害者の救済措置としましては、まだ不十分な点があるとする先生のお心はよくわかるのでございます。

ただ、先ほどもお話をございましたように、もともと地震という巨大な損害が予想される危険に

対して、民営の保険という形で対処していくといふ点につきましてはなじみにくい点があるわけでございまして、そのような中で、本制度は地震災

出動はとめるべきであるといふうに私は思ふわけですが、重ねて御見解を承りたいと思います。

○櫻内国務大臣 いろいろ御懸念をちょうだいしておるわけでございますが、それらの御懸念

の内容に對しては、地震防災強化計画が立てられる場合に關係都道府県等と十分調整をして、具体的にはどのような場合に支援活動をするかということはこの計画をつくった際に御相談を申し上げ、あらかじめこういう場合に救援に出動するのである、こういうことに明確にいたしたいと思っております。広報活動の支援あるいは緊急物資の輸送、あるいは船やヘリコプターの配備をしておるというようなことが私どもとしては事前に必要ではないかと思っておるのであります、いま申し上げたように関係各省や県と事前に十分相談をいたしまして、田畠委員のおっしゃるような御懸念のないようにならぬことが私どもとしては事前に必要止することができないという場合に自衛隊は治安出動ができることになつております。これはもちろん総理大臣の命令によつてであります、その場合には自衛隊は警察官と同等の武器といいますかそういうものを使用し、権限を行使することができるこになつておるわけでございますが、そういうことはあつてはならぬとは思いますけれども、地震等が大規模に発生をいたしますると、一種そこにパニック状態のような情勢が醸し出されるることは、これは今までの地震、特に関東大震災などを見てみますと、そういうことが十分予想されるわけであります。それが言うならば間接侵略ではないいたしましても、一時的には警察力をもつて抑止できないんじやないかというような事態を一応は想定しておかなければならぬと思うのであります。そうするとその場面に、すでに警戒態勢に入つておるところの自衛隊が出動しておる、総理大臣の命令によつて。総理大臣は

また別な角度からこれに對して治安出動を命ずることができる。いつでも一つの自衛隊が持ち物をかえたりあるいは行動をかえることができるわけですね。私はこういうあいまいな形でいわば地震対策というものを論ずるということをおもしろくないと思うのです。もし大臣が言われるよう、そういうことはない、こうおっしゃるなら、行動的あるいはやり方としては絶対に治安対策にはならない、一体どこでけじめをつけて治安対策にならないということをはつきりさせられるのかと

○櫻内国務大臣 つましてはおのずから違う場合があるかと思うのですが、しかし、田畠委員十分御承知のことと思いますが、自衛隊は災害出動をする任務を一面持っております。私どもがその自衛隊の持つておる任務につきまして、先ほど申し上げたように、事前に必要があるならばそういう場合は出動を本部長が要請してもいいんではないか、こういふ見地に立つておるわけでござります。

それで、具体的な出動の關係につきましては、防衛庁の方から御説明申し上げてもよいかと思ひます。

○児玉説明員 お答えいたします。

自衛隊の防災派遣中におきます活動は防災応急対策の実施について支援をするということでございまして、活動の内容につきましては、情報の収集であるとか航空機だと車両を使います広報の支援、あるいは応急防水措置、それから航空機、艦船、車両を使っての緊急輸送、連絡員の關係機関への派遣、通信、こういうようなことを考えております。

○田畠委員 たとえば一つの想定でございます。

具體的には、今後作成されます防災強化計画の中ににおいて防災関係機関と調整の上、定めるように考へております。

○田畠委員 お答えいたします。

不幸にして内閣総理大臣が治安対策命令を出す。これはまだこの法律のできる前でございまして、治安出動その他のための部隊ではございません。

申し上げますと、治安出動いたします要件は、現在の自衛隊法で緊急事態であるとか治安維持上重大な事態ということをございまして、そのような方針を出して御説明いただきたい。

○櫻内国務大臣 発災後ににおける自衛隊の活動につきましてはおのずから違う場合があるかと思うのですが、しかし、田畠委員十分御承知のことと思いますが、自衛隊は災害出動をする任務を一面持っております。私どもがその自衛隊の持つておる任務につきまして、先ほど申し上げたように、事前に必要があるならばそういう場合は出動を本部長が要請してもいいんではないか、こういふ見地に立つておるわけでござります。

○田畠委員 そういたしますと、重ねてお伺いいたしますが、この地震対策のために派遣された部隊は治安維持の対策には当たらない、こういうふうに理解してよろしくござりますか。

○児玉説明員 お答えいたしました。

防災派遣中に治安出動の必要になるような事態が仮に発生したとしてその場合にどうするかといふことでございますが、常識的にはそのような場合は治安に当たらせない——原則じやないのですか。はつきりしないよ。その点、やはり一番國民は不安だと思うのです。いままで何もなかつた任務を実施しておるわけでござりますから、通常はほかの部隊にその命令が出されるものと考えています。

○田畠委員 どうもその辺がちょっと歯切れが悪いと私は思うのですね。だから、防災に行つた者は治安に当たらせないのですか。はつきりしないよ。その点、やはり一番國民は不安だと思うのです。いままで何もなかつた任務を実施しておるわけでござりますから、通常はほかの部隊にその命令が出されるものと考えています。

○田畠委員 どうもその辺がちょっと歯切れが悪いと私は思うのですね。だから、防災に行つた者は治安に当たらせないのですか。はつきりしないよ。その点、やはり一番國民は不安だと思うのです。いままで何もなかつた任務を実施しておるわけでござりますから、通常はほかの部隊にその命令が出されるものと考えています。

この出動は単に災害出動だけじゃないのですね。ある程度の治安ということを対象とした出動になつてゐるのです。そういう点を考えてみますと、私は非常にその点に危険を感じるわけです。だから、少なくとも災害出動に参加しておる部隊に対しては、治安行動は行われないものと思うと、私は非常にその点に危険を感じるわけです。

○児玉説明員 お答えいたしました。

これは、いま先生おっしゃるような仮定の上で申し上げますと、治安出動いたします要件は、現在の自衛隊法で緊急事態であるとか治安維持上重大な事態ということをございまして、そのような仮定に防災派遣中にあるのは災害派遣中その他の場合におきましても理論的にはあり得るわけござります。こういうような考え方でいきますと、もしかばに防災派遣中にそのような事態が起つたと仮定いたしましても、その場合にどの部隊がそれ当たるかはそのときそこにおります部隊の種類であるとか、人数であるとか、そういうものによって変わりますが、仮定でござりますけれども、通常その場合には別の部隊にそのような任務が付与されるというケースにならうかと思います。

○田畠委員 そういたしますと、重ねてお伺いいたしますが、この地震対策のために派遣された部隊は治安維持の対策には当たらない、こういうふうに理解してよろしくござりますか。

○児玉説明員 お答えいたしました。

地震防災派遣を命ぜられた部隊は地震防災応急措置を支援をするという目的のためでございまして、治安出動のためではございません。したがいまして、防災派遣をされます部隊の持つていきます装備にいたしましても、防災応急措置の実施の支援に必要なものに限られるということになります。

○田畠委員 どうもその辺がちょっと歯切れが悪いと私は思うのですね。だから、防災に行つた者は治安に当たらせないのですか。はつきりしないよ。その点、やはり一番國民は不安だと思うのです。いままで何もなかつた任務を実施しておるわけでござりますから、通常はほかの部隊にその命令が出されるものと考えています。

○田畠委員 どうもその辺がちょっと歯切れが悪いと私は思うのですね。だから、防災に行つた者は治安に当たらせないのですか。はつきりしないよ。その点、やはり一番國民は不安だと思うのです。いままで何もなかつた任務を実施しておるわけでござりますから、通常はほかの部隊にその命令が出されるものと考えています。

○田畠委員 どうもその辺がちょっと歯切れが悪いと私は思うのですね。だから、防災に行つた者は治安に当たらせないのですか。はつきりしないよ。その点、やはり一番國民は不安だと思うのです。いままで何もなかつた任務を実施しておるわけでござりますから、通常はほかの部隊にその命令が出されるものと考えています。

だけの金をかけるとかなり万全ないわゆる予知体制ができるということになるのかということについては、まだはつきり私ども承っておらないわけだと思います。

○末広説明員 御説明申し上げます。

有効な地震予知をいたしましたためには非常に広い分野で多種類の観測をいたしまして、その結果を総合判断するというわけでございますので、観測そのものを実施する担当の機関が複数にわたるということはやむを得ない点があろうかと存じます。また、現在予知段階は相当なところまで進みましたとはい、研究的要素もまだ多くございますので、大学等の研究陣の御参加ということとも考えますと、いま申し上げたようなある一つの機関がこれを全部の観測までやれるというところまで技術的にいつてないわけでございます。

ただし、申し上げましたとおり、この多岐にわたる観測を総合集中してどこか責任あるところで見張っているという方法をこれはやらなければいけないということで、すでに測地学審議会の第三次会议で御建議いただきましたが、それを踏まえまして科学技術庁が本部をお引き受けくださいつていらっしゃいます推進本部におきまして、横に太いパイプをつないで、生のままデータをやりとりするというところへ踏み切ったわけでございます。

また、今後どの程度まで投資あるいは観測強化をすればどの辺まで予知技術が進むかということは、やはり申し上げましたとおり研究的色彩がどうしても残りますので、ここでしかとした数字をなかなか申し上げられないわけでございますが、今度近々出ると伺っております。さらに第四次の測地学建議には相当具体的にその辺が盛られるお伺いいたしませんが、そういたしますと、これに裏打ちをしていきたいと思っております。

○田畠委員 余り時間がございませんので深くはお伺いいたしませんが、そういたしますと、これ

から地震観測の集中をして最終的にこのデータが集まってまいりますところは科技庁といふうに理解してよろしいのですか。

○末広説明員 御説明申し上げます。

具体的にデータが集中いたしますのは気象庁でございます。ただ、実際的な観測をいたしますのは複数の機関にわたりますために、その間の統合調整、推進に当たつていただくのが科学技術庁の推進本部でございます。

○田畠委員 横内長官、この辺がややこしいのでございまして、実際これほどの法律をつくって推進しようとなさるのでございますから、責任の省庁はどこなのか、これはやはりつきりしていたくなり、あるいはまた、それはいろいろなところでいろいろな調査をなさつてそのデータを集められることは仕方ないと思う。しかし、どこかが最終的にきちんとこれを取りまとめていく。まあ幾つかの省庁が集まつて合議をするということをいよいよますが、やはり最終的にこれを、大体ここへ大筋といいますか大もとを置いてこれからは観測するという省庁を決めていかなければならぬのじゃないか。それが気象庁なら気象庁でよろしうございます。それが科学技術庁なら科学技術庁でいい。しかし、何か決めないとこれはいけないのじゃないかと思いますので、大臣の見解を承ります。

○櫻内国務大臣 それはもう気象庁へ一切のデータを集中して、気象庁が責任を持つのであります。

○田畠委員 そうすると、観測のいわゆる重点といいますか、観測作業をやる重点も、これは気象庁に重点を置いてこれから育成していくこう、こういうことでござりますね。

○野沢説明員 警戒宣言を受けました場合には、一応とめるのを定位にすべきではないかというの

に強く要望したいと思います。

それから、きょうは国鉄の方が見えておりますのでお伺いをしておきたいと思いますが、もしマ

グニチャード八の地震が発生したときには、国鉄の輸送体制といいますか、特に新幹線輸送体制はどういう状況になりますか。また、警戒宣言が行わされました際ににおける国鉄の輸送体制はどのような状態になるのか。こういったことについてお伺いをしておきたいと思うわけでございます。

と申しますことは、国鉄新幹線は御案内のとおりに二百十キロのスピードで走つておりますから、仮に急停車ブレーキがかかりましても二・四キロはそのまま走り続ける。こういうことになるわけでありまして、全部がとまりますまでには七十秒の時間を要すると言われております。大体一定の昼間の時刻でございますと、その列車が二十本線に仮に千四百人が乗車しておるといったしましても、非常に膨大な員数、約三万近くの員数が地震に遭遇するということになるわけでございます。これは非常に重大な事故が発生しかねないわけでございますするから、この点についてお伺いしたいと思います。

○野沢説明員 お答えいたします。

ただいま御質問の点につきましては、国鉄とい

たしましてどのように対処するかということです

は大変頭を痛めておるわけでございますが、本年

の一月に新幹線の輸送障害対策委員会という委員会を設立いたしまして、この委員会の中で現在審議中でございます。まだ国鉄として正式に決定をいたしてはございませんが、その審議の内容について申し上げますと、警戒を受けた場合は直ちに本社に対策本部を設置する、その本部の判断によりまして新幹線の輸送については運行を見合せられておりますが、これは気象庁に直接關係するものでございます。

○田畠委員 そうすると、警戒宣言が出たときは

新幹線は停止するわけでございますね。そういう

ふうに理解してよろしいのですか。

○川崎委員長 次回は、明二十一日午前九時五十分理事会、十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

○田畠委員 気象庁なら気象庁に観測体制の重点を置いて、そうして体制をつくつていただくよう

昭和五十三年五月十一日印刷

昭和五十三年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D